

2019年度
(2018年度統計)

火災保険・地震保険の概況



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、火災保険・地震保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書で使用している数値は、2018年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2020年4月

損害保険料率算出機構

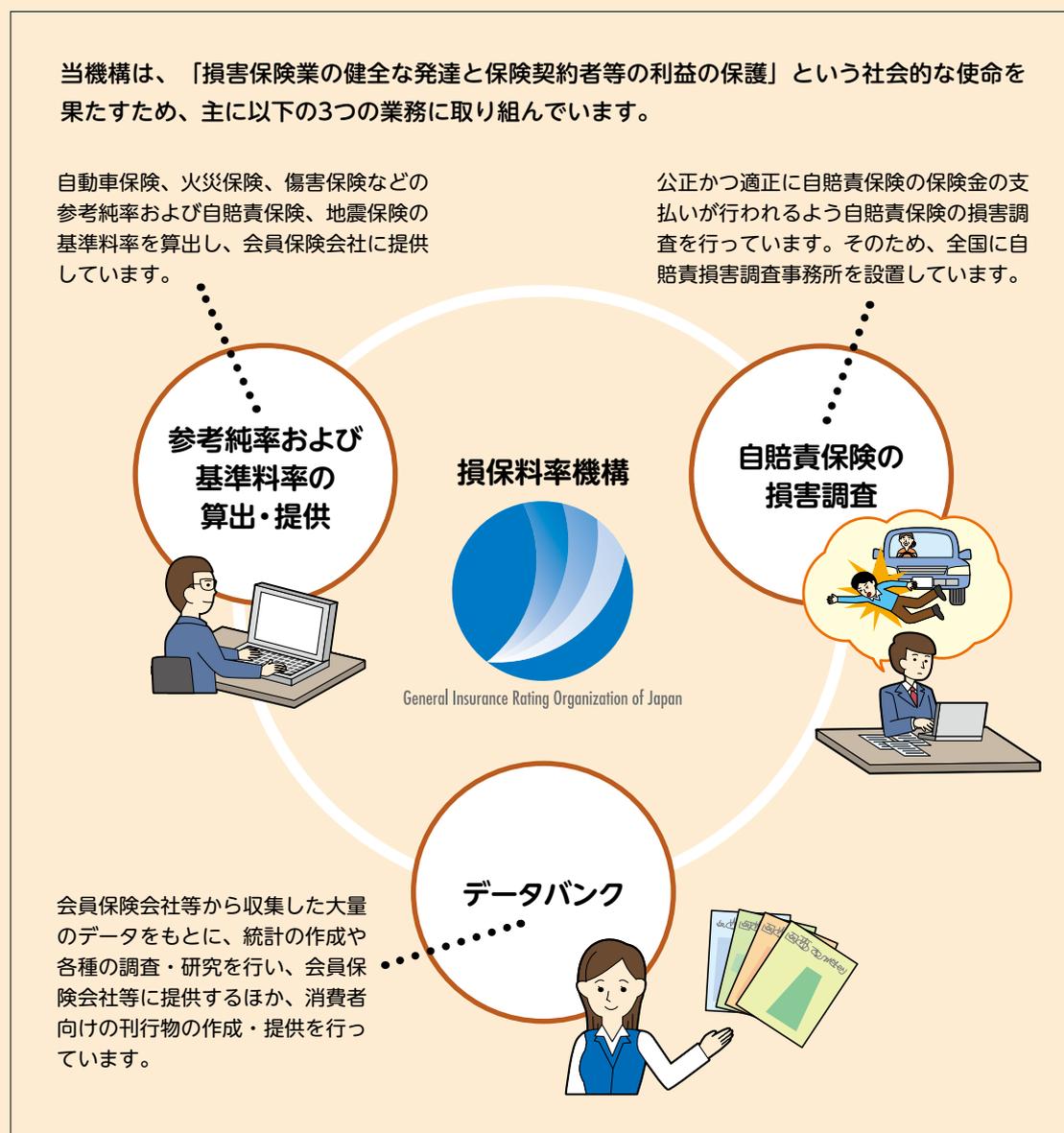
損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険などの参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算出会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算出会が、損害保険料率算出会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算出会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は35社（2020年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

目次

	はしがき	1
	損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは	2
	はじめに 損害保険とは	4
第Ⅰ部 すまいに関する 保険の制度概要	1 すまいに関する保険の仕組み	6
	2 火災保険と地震保険	
	1 火災保険の概要	8
	2 地震保険の概要	9
第Ⅱ部 火災保険	1 火災保険とは	
	1 火災保険の保険約款	10
	2 火災保険の補償内容	11
	3 火災保険標準約款	13
	2 火災保険の保険料率	
	1 火災保険の保険料率の概要	14
	2 火災保険の参考純率の算出	18
	3 火災保険の参考純率の算出後の流れ	20
	4 火災保険の参考純率の検証と改定	21
	3 火災保険の現況	
	1 保険料（収入）の状況	22
	2 保険金（支払い）の状況	23
	トピックス	
	1 地球温暖化による影響	27
	2 火災保険参考純率の改定	28
第Ⅲ部 地震保険	1 地震保険とは	
	1 地震保険の保険約款	30
	2 地震保険の補償内容	31
	3 地震保険標準約款	33
	2 地震保険の保険料率	
	1 地震保険の保険料率の概要	34
	2 地震保険の基準料率の算出	38
	3 地震保険の基準料率の算出後の流れ	40
	4 地震保険の基準料率の検証と改定	41
	3 地震保険の現況	
	1 保険料（収入）の状況	42
	2 保険金（支払い）の状況	44
	トピックス	
	3 地震保険基準料率の段階改定	46
	4 地震による建物の被害（地震火災）	48
第Ⅳ部 すまいに関する 保険関連の統計	1 火災保険統計	50
	2 地震保険統計	56
	3 関連情報	66

はじめに — 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

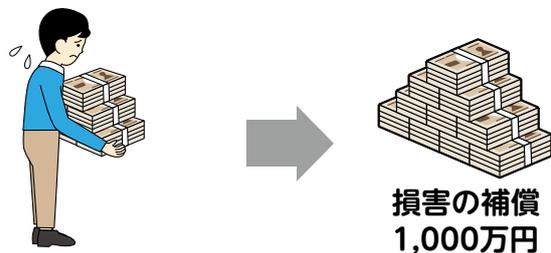
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとします。1万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

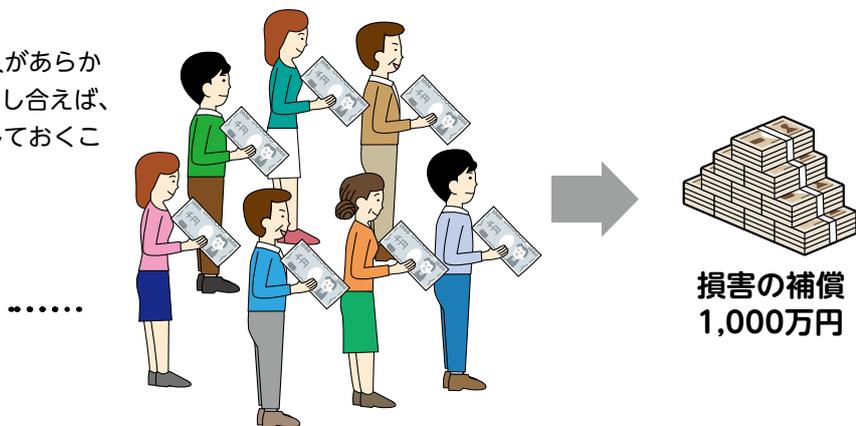
貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です*。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。

損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

■ 損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます (事務所や工場なども含みます)。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

2018年度の元受正味収入保険料は約9兆3,707億円です。その内訳は右のとおりです。



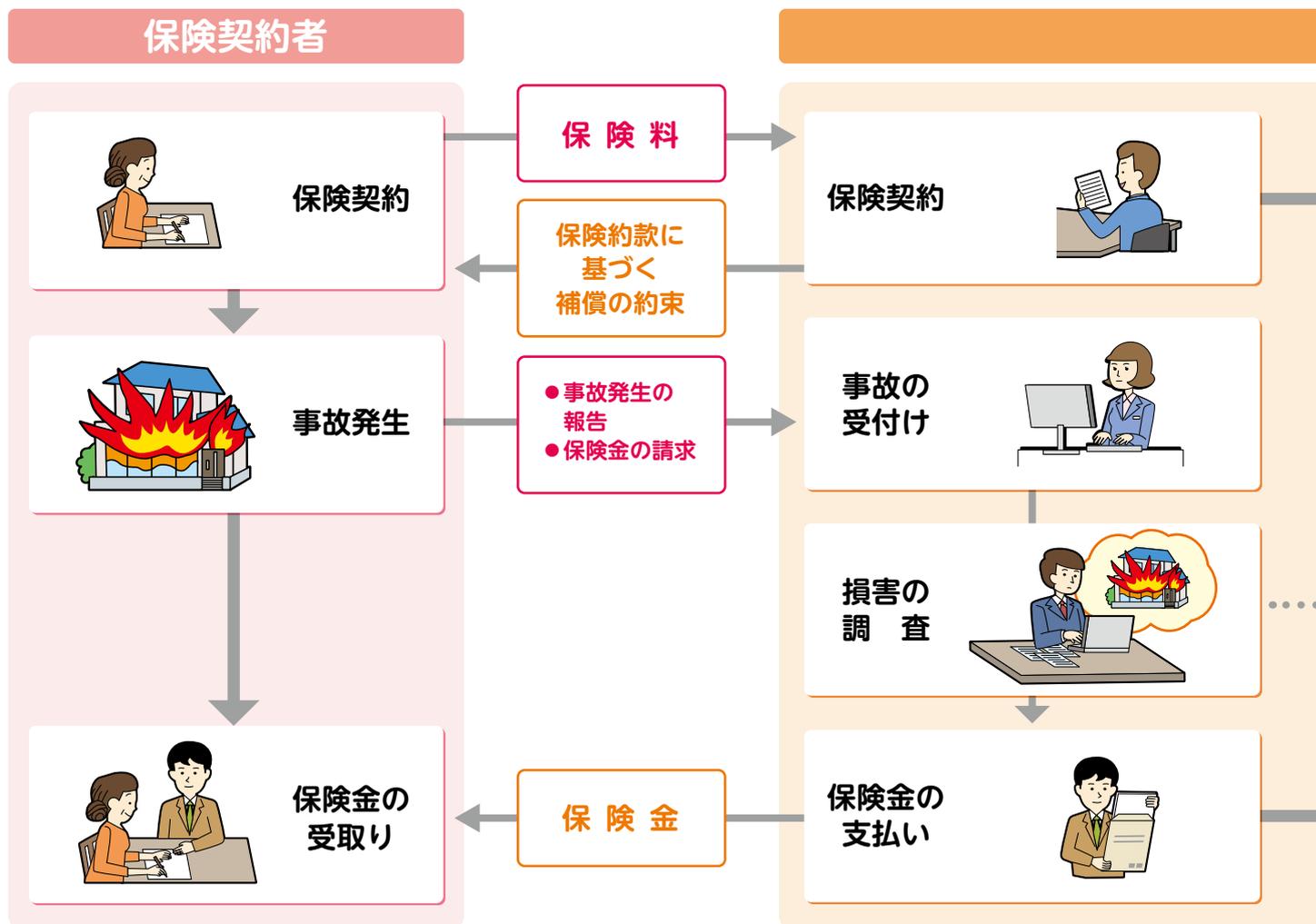
※「令和元年版 インシュアランス損害保険統計号」(株式会社 保険研究所) から作成。

1 すまいに関する保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

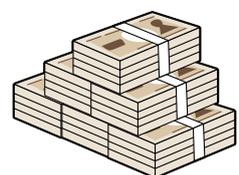
「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータや自然災害に関するシミュレーション※などにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています（以下では、火災保険を例に説明します）。

※自然災害に関するシミュレーションについては、第 II 部 2 ② (2) memo 自然災害に関するシミュレーション (P19) をご参照ください。



memo 保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。
 保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



保険会社の役割

契約に関するデータ

保険料の算出

- 保険料は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金、人件費、その他諸経費などにより算出しています。
- 保険料を算出する要素のうち、保険金は将来に発生する事故に対して支払われるため、契約時には確定していません。
- したがって、保険料の算出にあたっては、将来の事故の発生率や支払額を予測する必要があります。
- そこで、過去の契約・支払いに関する**大量のデータ**や自然災害に関するシミュレーションを基に算出を行います。

保険約款の作成

- 保険約款では、保険商品の補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。
- また、保険契約に関する基本的なルールを定めた「保険法」の内容に沿って、保険会社や保険契約者が守らなければならない事項なども定めています。
- 保険約款は、補償内容に関する保険契約者のニーズ、利便性の向上、その他社会環境の変化などに対応するため、適宜見直しています。

損害の調査

以下のような調査を行います。

- 保険金の支払対象かどうか
- 損害の額がいくらになるのか

支払いに関するデータ

社会環境の変化

- 法令の改正 など

memo

なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 火災保険と地震保険

すまいに関する保険には、「火災保険」と「地震保険」があります。

火災保険

火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。

地震保険

地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。

地震や噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害については、火災保険では補償されません。

1 火災保険の概要

建物や家財を対象とする一般的な火災保険では、次のような事故による損害が補償されます（個々の契約の補償内容は、各保険会社が販売している保険の内容や契約者の方が選択される内容によって異なります）。



火災



落雷



破裂・爆発



風災



雪災・ひょう災



水濡れ



水災



盗難

など

➤ 詳細は、第 II 部 火災保険（P10）をご参照ください。

2 地震保険の概要

地震保険は、火災保険で補償されない「地震や噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害」を補償する保険で、次の特徴があります。



地震



噴火



地震・噴火による津波

■地震保険の特徴

火災保険とあわせて契約

- 火災保険を契約する場合、原則として、あわせて地震保険も契約することになります。ただし、地震保険は契約しない旨を申込書に記載することにより、地震保険を契約しないこともできます。
- 火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、火災保険の保険期間の途中から地震保険を契約することもできます。
- 火災保険を契約せずに、地震保険のみ契約することはできません。

政府による「再保険」

- 大規模な地震により巨額な損害が生じる場合など、保険会社のみでは補償しきれない場合もあり得るため、地震保険では、政府が再保険をする仕組みになっています。

▶ 詳細は、第Ⅲ部 3 2 MEMO 政府による再保険（P45）をご参照ください。



▶ 詳細は、第Ⅲ部 地震保険（P30）をご参照ください。

1 火災保険とは

火災保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



※一般的な火災保険契約に関する説明には **←一般的な火災保険契約** と記載し、火災保険参考純率に関する説明には **←火災保険参考純率** と記載しています。

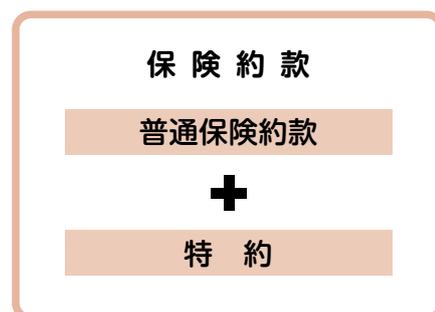
1 火災保険の保険約款

火災保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています（以下、住宅向けの火災保険について説明します）。

←一般的な火災保険契約

■保険約款の構成

火災保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



2 火災保険の補償内容

以下では、火災保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります（以下、建物と家財の両方を対象とした契約について説明します）。

（1）保険金が支払われる場合

←一般的な火災保険契約

建物や家財を対象とする火災保険では、以下のような事故によって生じた損害に対して保険金が支払われます。

■火災、落雷、破裂・爆発

- 家が火事にあった場合
- 雷による高電圧によって電化製品が壊れた場合
- ガス漏れによって爆発が起きた場合

など



■自然災害

- 台風や竜巻で屋根が飛ばされた場合
- ひょうが降って屋根に穴が開いた場合
- 豪雪によって建物が壊れた場合
- 豪雨による洪水で家が床上まで浸水した場合

など



■その他

- 家財が盗まれたり、泥棒によって鍵や窓が壊された場合
- 水道管から水が漏れ、床が水浸しになった場合
- 建物に自動車が飛び込んで来た場合
- デモに伴う暴力行為により、建物が壊された場合
- 掃除中に誤って窓ガラスを割ってしまった場合

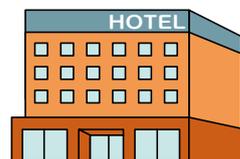
など



前記の損害のほか、次のような費用に対しても保険金が支払われます。

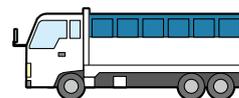
臨時費用

家が燃えてしまった時などに臨時に発生する諸費用（宿泊費、交通費等）



残存物取片づけ費用

火災などにより損害を被った際に、焼け残った建物や家財の取り壊し、撤去、搬送などの処分にかかる費用



地震火災費用

地震による火災で家が燃えてしまった時などに発生する臨時の費用（地震保険から支払われる保険金とは異なります）

など



(2) 支払われる保険金の額

←一般的な火災保険契約

契約時に決めた方法にしたがって算定された損害の額が保険金として支払われます。ただし、免責金額を設定していた場合には、損害の額から免責金額を差し引いた額が支払われます。

損害の額の決め方は以下の2通りがありますが、現在は『再調達価額』をもとに決める方法が一般的です。

■損害の額の決め方

<p>『再調達価額』をもとに決める方法</p>	<p>損害が生じた物を再築または再取得するのに必要な金額をもとに決める方法です。 この方法の場合、建物が全焼してしまったときなどは、支払われた保険金で同じ建物を建てることも可能です。</p>	
<p>『時価額』をもとに決める方法</p>	<p>損害が生じた時点の物の価値をもとに決める方法です。 この方法の場合、上記の『再調達価額』をもとに決める方法よりも、保険料は安くなりますが、建物が全焼してしまったときなどは、支払われた保険金だけでは同じ建物を建て直したり買い替えたりすることができない可能性があります。</p>	

■免責金額の設定

免責金額とは、保険金を受け取る方が負担する金額のことです。一定額までの損害であれば自己負担するが、それ以上の場合には保険で補償してほしいと考えるときなどには、免責金額を設定することができます。この場合、支払われる保険金の額は少なくなります、保険料は安くなります。

(3) 保険金が支払われない場合

←一般的な火災保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。

<p>保険契約者などの故意・重大な過失 (自宅への放火など)</p> 	<p>戦争</p> 	<p>地震・噴火、またはこれらによる津波</p> 
--	---	--

など

3

火災保険標準約款

当機構では、火災保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを火災保険標準約款といいます。

← 火災保険参考純率

2 火災保険の保険料率

火災保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

1 火災保険の保険料率の概要

(1) 火災保険の保険料率

←一般的な火災保険契約

火災保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円と契約すると、保険料は3万円(=1,000万円×0.003)となり、保険金額を2,000万円と契約すると、保険料は6万円となります。

火災保険の保険料率には、保険契約者が支払う火災保険料が、建物の構造や所在地など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

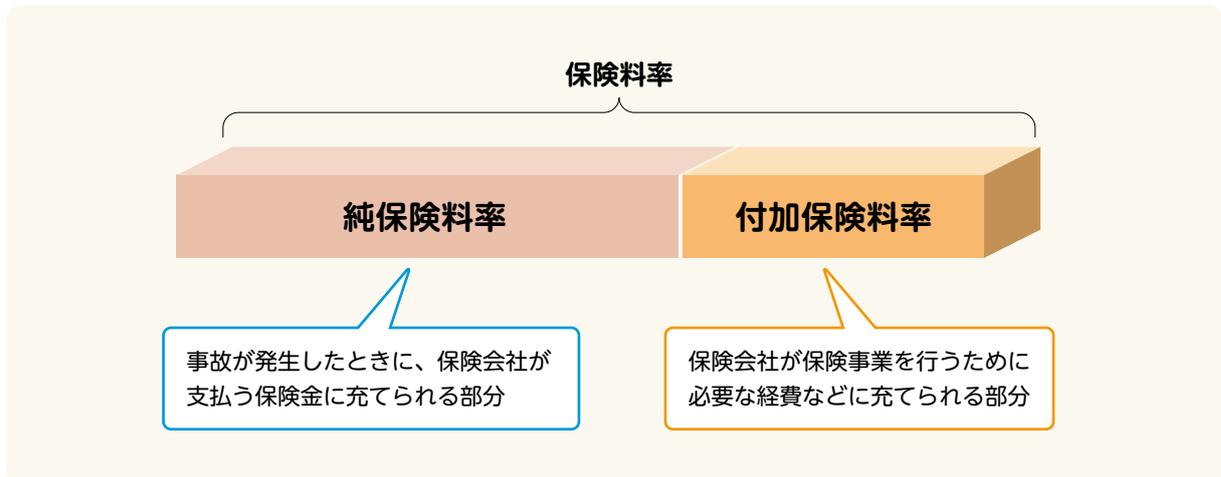
なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

➤ 料率区分の詳細は、2-1(4)火災保険の料率区分(P16)をご参照ください。

保険金額

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。例えば、実際の損害額が1,200万円であったとしても、保険金額が1,000万円であれば、支払われる保険金の上限は1,000万円となります。

■ 保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して火災保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

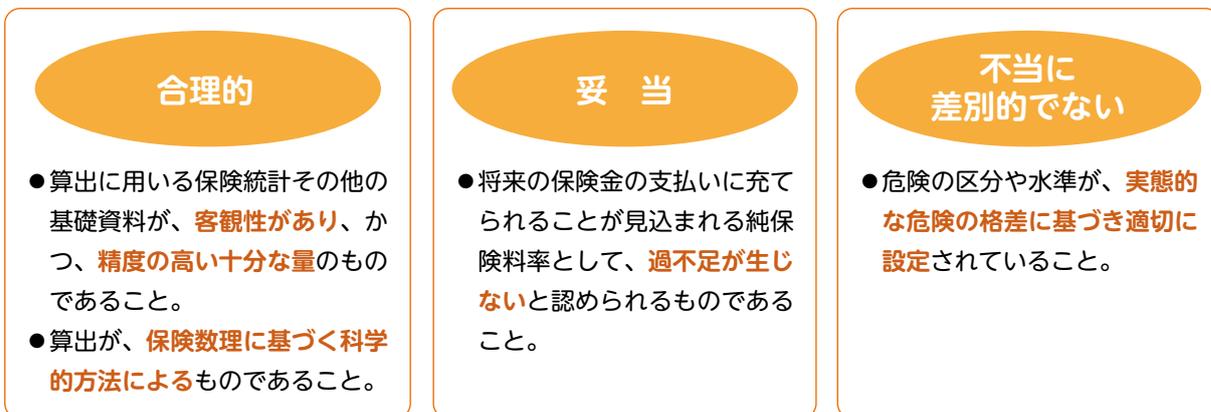
(2) 保険料率の3つの原則

←一般的な火災保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

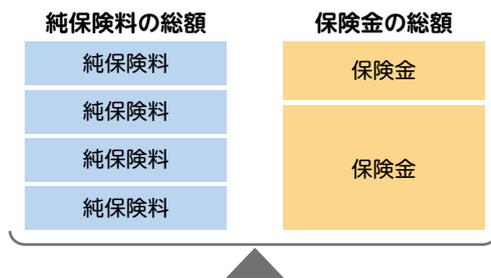


memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



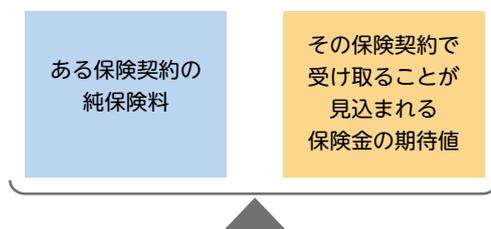
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。

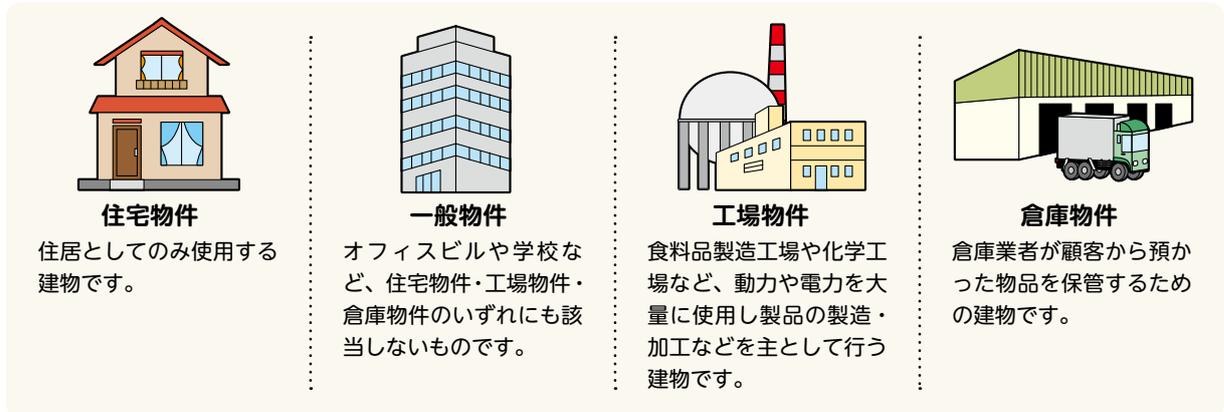


(3) 参考純率を算出している火災保険の種類

← 火災保険参考純率

当機構では、住宅物件、一般物件、工場物件、倉庫物件の4物件に区分して、火災保険の参考純率を算出しています。

■ 火災保険参考純率における物件種別



以下、特段記載のない限り最も身近な**住宅物件**の火災保険について説明します。

(4) 火災保険の料率区分

← 火災保険参考純率

火災保険の保険料率には、保険契約者が支払う火災保険料が、建物の構造や所在地など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

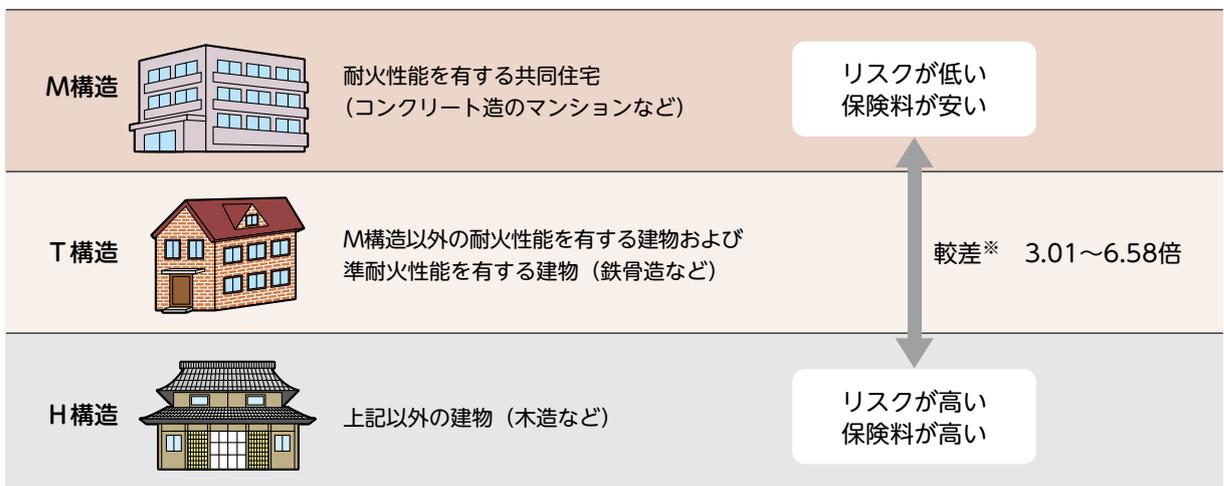
以下では、参考純率における火災保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

① 建物の構造

建物の構造（造りや耐火性能など）が異なると、火災が起きたときの燃え広がり方に差が生じるなど、被害の程度や壊れやすさのリスクが異なるため、保険料率を建物の構造により区分しています。

■ 火災保険参考純率における建物（住宅物件）の構造

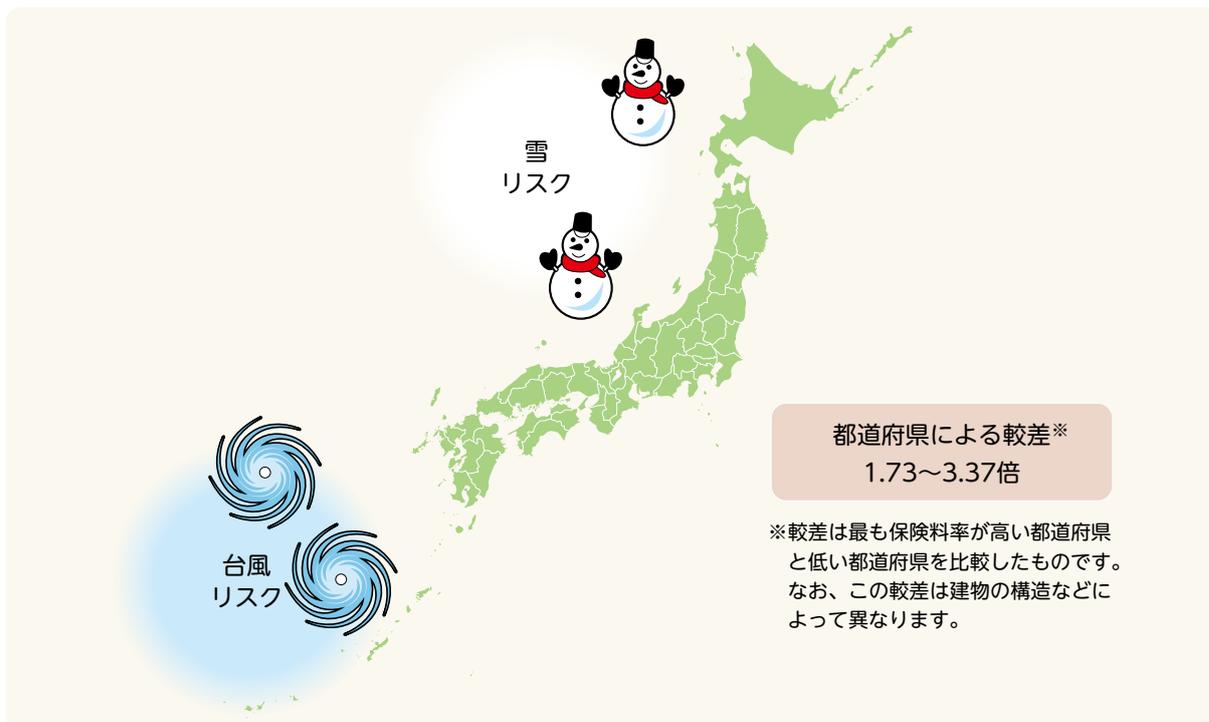


※較差は最も保険料率が高い構造と低い構造を比較したものです。なお、この較差は建物の所在する都道府県などによって異なります。

② 建物の所在地

台風や豪雪等の自然災害が発生する頻度や被害の程度は、地域により異なるため、保険料率を建物の所在地（都道府県別）により区分しています。

■火災保険参考純率における建物の所在地による区分



③ 割引

水濡れ損害等は、建物の老朽化による影響を受けるため、築年数が浅い建物（築浅住宅）には築年数に応じた割引が適用されます（建物のみ）。

■火災保険参考純率における割引率



※割引率は建物の構造や所在地などによって異なります。

memo

事業者向け建物の用途による区分

一般物件、工場物件、倉庫物件の中で事業者向けの建物は、その用途、すなわち建物内での作業内容やその工程によって、火災や爆発などの事故が発生する頻度や、その結果生じる損害の程度が異なります。用途は、火災リスクが比較的低いと考えられるもの（事務所など）から、火災リスクが高いと考えられるもの（石油製品製造業など）まで多岐にわたるため、保険料率を建物の用途により区分しています。

■火災保険参考純率における建物の用途



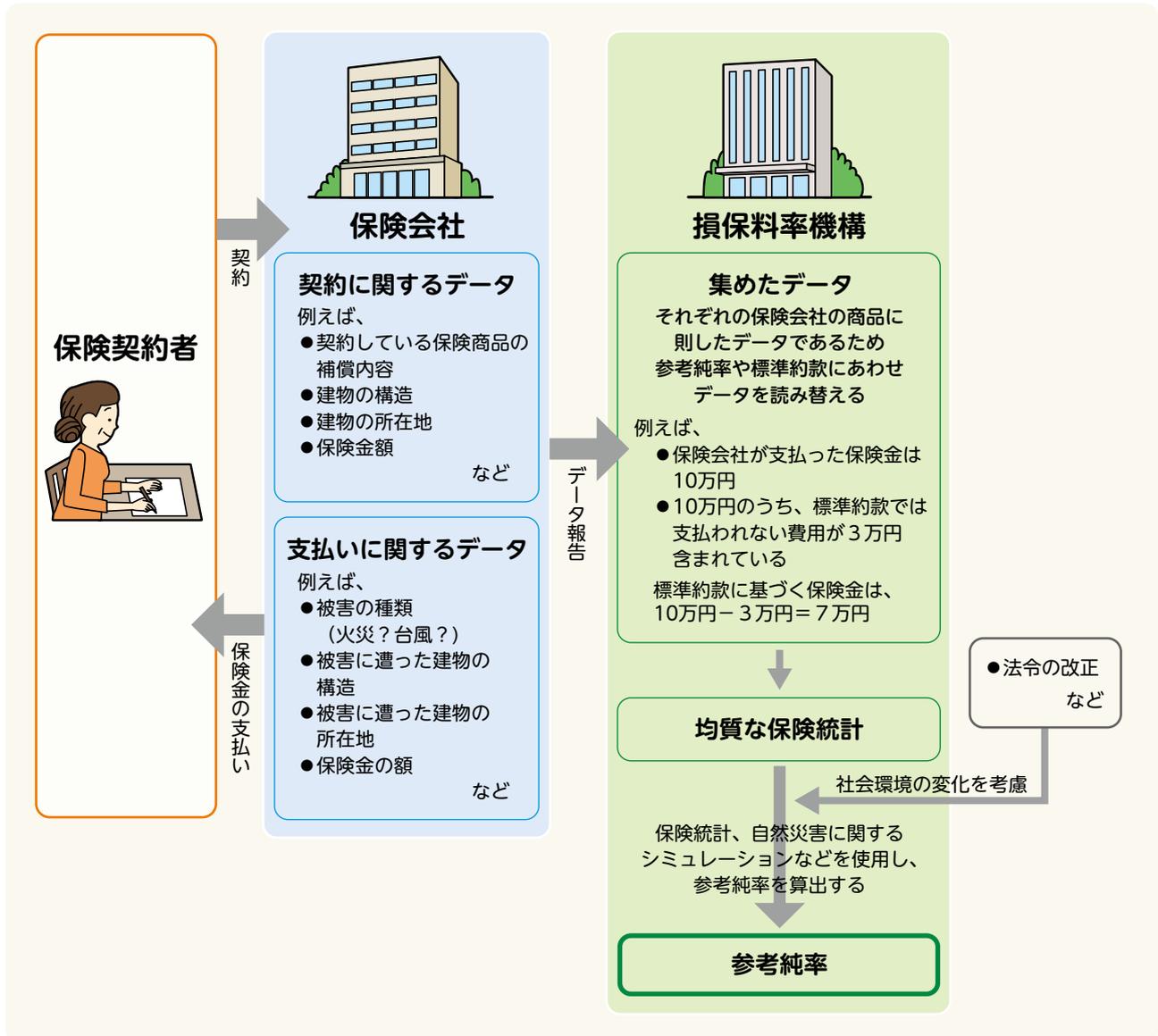
2 火災保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

← 火災保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、科学的・工学的手法や保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■ 統計データの収集から火災保険参考純率の算出への流れ



memo 社会環境の変化の考慮

火災保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、火災保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 火災保険参考純率の算出方法

← 火災保険参考純率

参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

参考純率は、料率算出団体が算出する純保険料率のことですが、純保険料率は、保険料率のうち、保険金の支払いに充てられる部分の保険料（＝純保険料）の保険金額に対する割合をいいます。

▶ 純保険料率の詳細は、2-1 (1)火災保険の保険料率（P14）をご参照ください。

これを式で表すと、

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{必要と見込まれる純保険料の総額}}{\text{保険金額の総額}} \text{ となります。}$$

なお、純保険料は収支相等の原則に従う必要があることから、必要と見込まれる純保険料の総額は保険金の総額と等しくなるよう算出する必要があります。

▶ 収支相等の原則の詳細は、2-1 (2)保険料率の3つの原則（P15）をご参照ください。

これを式で表すと、

$$\text{必要と見込まれる純保険料の総額} = \text{保険金の総額} \text{ となります。}$$

よって、

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{保険金の総額}}{\text{保険金額の総額}} \text{ となります。}$$

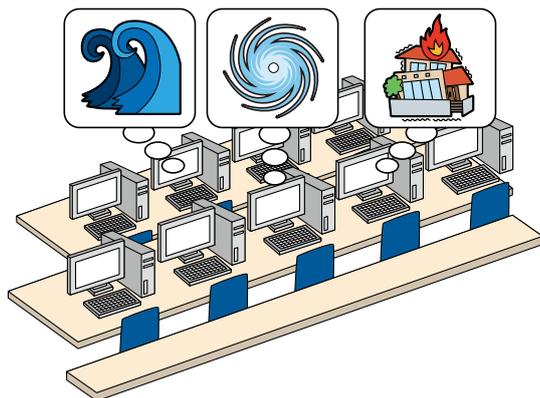
このように、参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

保険金の総額は、火災などによる損害と台風などの自然災害でそれぞれ計算方法が異なっています。例えば、火災などによる損害については過去の保険金を用います。台風などの自然災害による損害については、シミュレーションにより保険金を推定します。

memo

自然災害に関するシミュレーション

自然災害による損害の発生は年度ごとの変動が大きく、大規模な自然災害については発生頻度が何十年、何百年に一度となるものがあります。それらを評価した上で適切な保険料率を算出するには、これまでに観測、蓄積されたデータ量では必ずしも十分とはいえません。そこで、台風、水災といった自然災害については、シミュレーションを利用しています。例えば台風では、気象庁が公表しているこれまでの台風のデータをもとに仮想的に台風を何十万個も発生させ、それらの風速を計算します。この風速をもとに、現在の契約状況（建物の構造や所在地など）ではどのような被害が生じるかを、過去の台風による風速と被害の関係も踏まえ予測することによって、保険料率を算出しています。

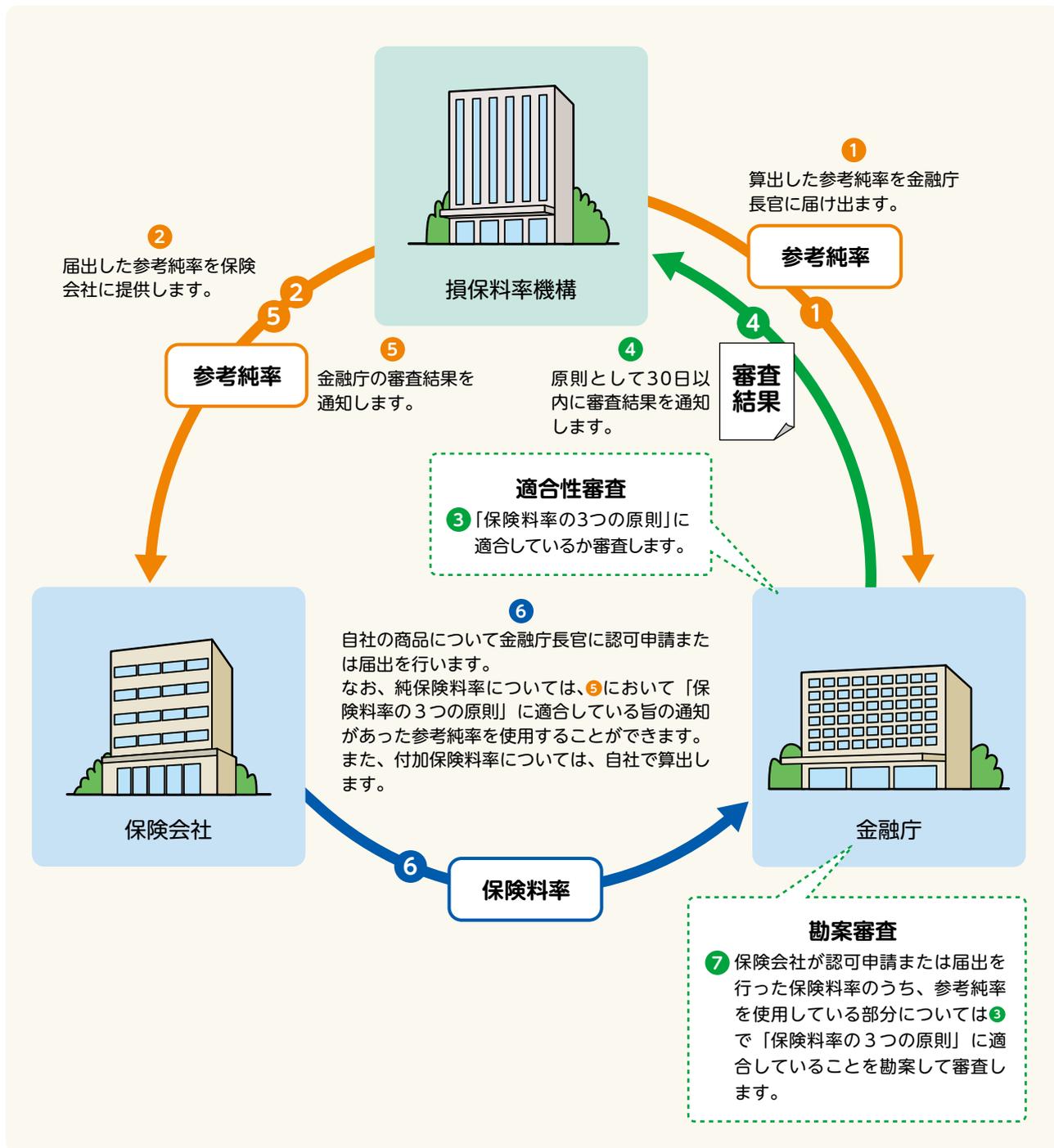


3 火災保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した火災保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

← 火災保険参考純率

■火災保険参考純率の算出後の流れ



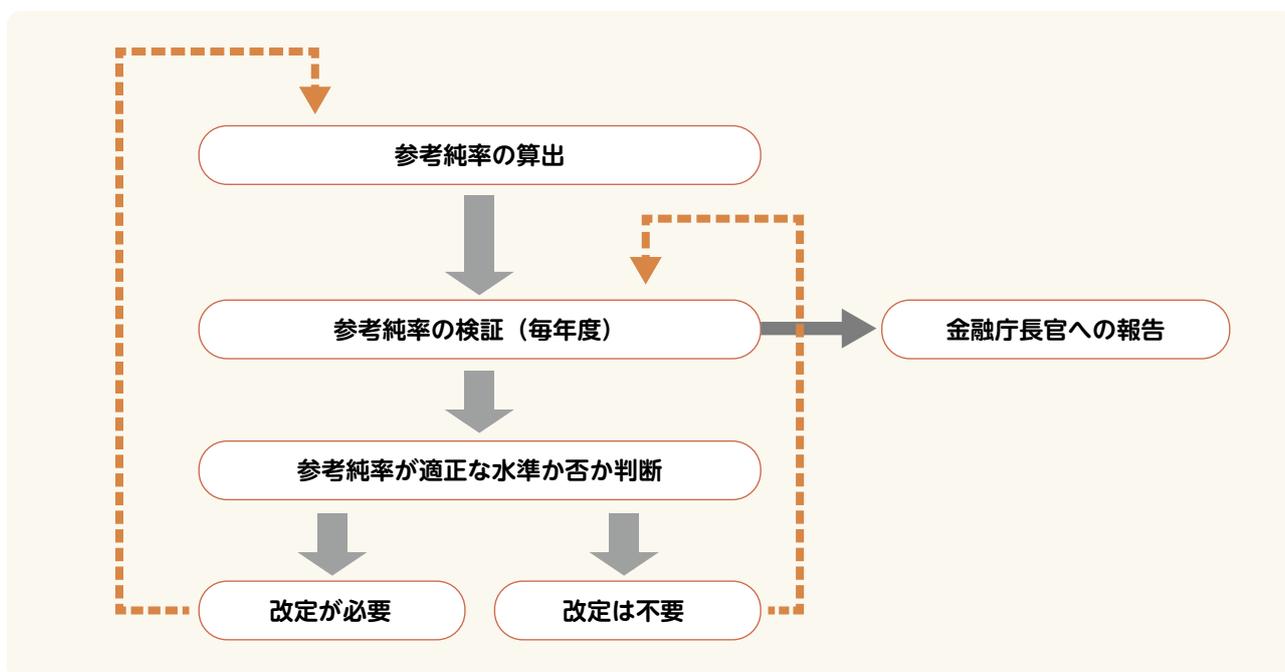
4

火災保険の参考純率の検証と改定

← 火災保険参考純率

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

■火災保険参考純率の検証と改定の流れ



3 火災保険の現況

住宅物件の火災保険の保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について、説明します。

1 保険料（収入）の状況

火災保険の保険料は、契約件数のほか、契約される保険期間※1などの影響を受けて変動します。

保険料は2016年度に大幅に減少して以降、増加傾向で推移しています（図1）。

なお、2016年度の大規模な減少は、火災保険参考純率改定（2014年6月25日届出）において、参考純率が適用できる期間を最長10年としたこと※2により、保険期間が10年を超える新規契約がほとんどなくなったことが要因と考えられます（図2）。

※1 長期契約の場合、全ての保険期間分の保険料が契約時に計上されることが多いため、保険期間が長期の契約が多い年度ほど、保険料の総額が増加します。

※2 地球温暖化の研究において、自然災害の将来予測については不確実な要素が多いとされていることから、当機構では、長期のリスク評価を行うことは難しいと判断し、2014年6月25日に火災保険の参考純率が適用できる期間を最長10年とする届出を行いました。

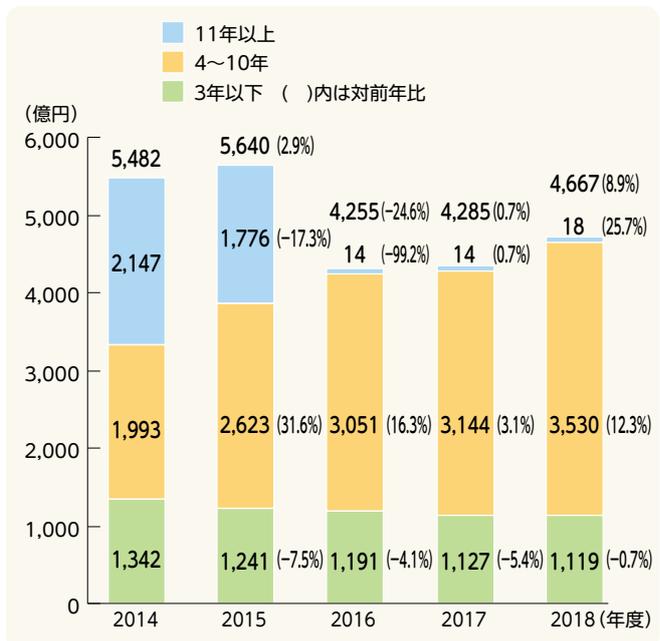
保険料

図1の「保険料」は、2-1(1)火災保険の保険料率（P14）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

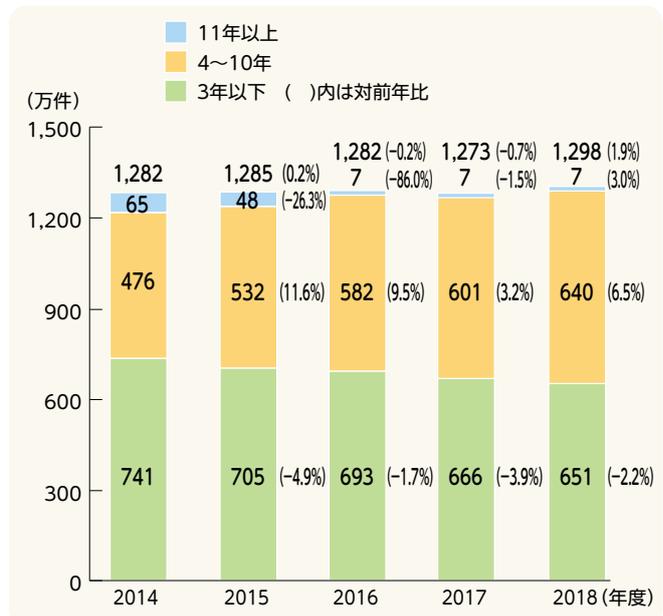
保険料はリトン・ベシスの数値です。リトン・ベシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

図1 保険期間別保険料の推移



※「11年以上」には不明を含みます。

図2 保険期間別新契約件数の推移



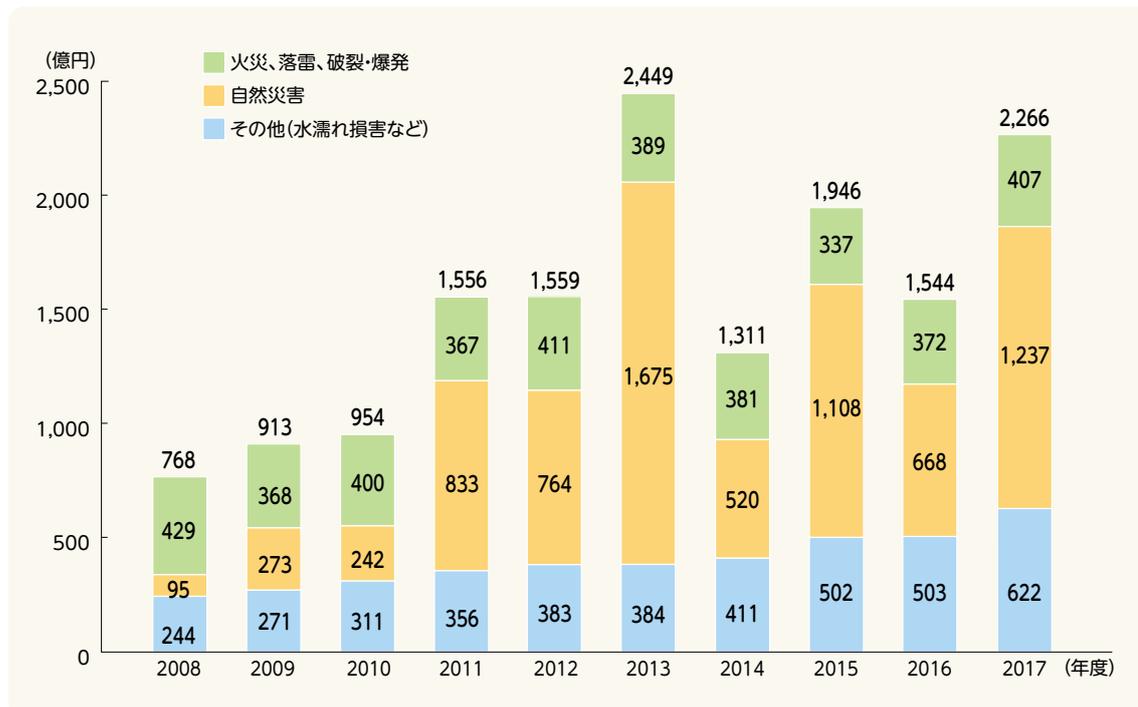
※「11年以上」には不明を含みます。

2 保険金（支払い）の状況

(1) 補償危険全体の傾向

保険金の支払いには年度により変動がありますが、補償危険ごとに見ると、「火災、落雷、破裂・爆発」は概ね横ばいである一方、近年は「自然災害（風災・ひょう災、雪災、水災）」の支払いが多くなっています。また、「その他（水濡れ、盗難、物体の落下、破損・汚損など）」は、保険金の支払いが増加傾向にあります。

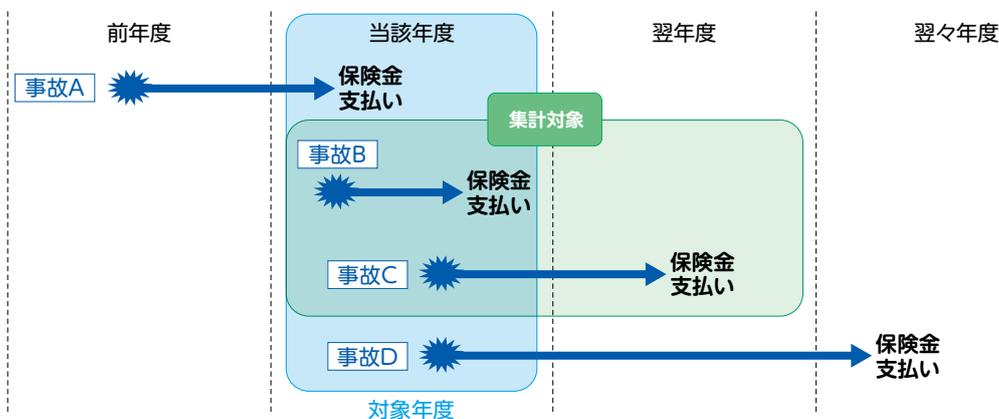
図3 保険金の推移



保険金の集計方法について

3 2 保険金（支払い）の状況では、対象年度に発生した事故に対して、当該年度およびその翌年度に支払った保険金を集計しています。

(例) 事故が4件（A・B・C・D）発生した場合、BとCの保険金を集計しています。

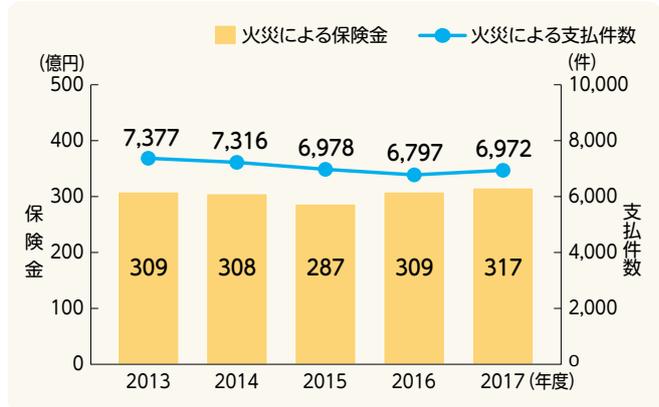


(2) 補償危険ごとの傾向

① 火災、落雷、破裂・爆発

「火災、落雷、破裂・爆発」の保険金のうち大半を占める「火災」による支払いは減少傾向で推移していましたが、2016・2017年度は、新潟県糸魚川市大規模火災の発生や出火件数の増加等の影響を受け、増加しています。

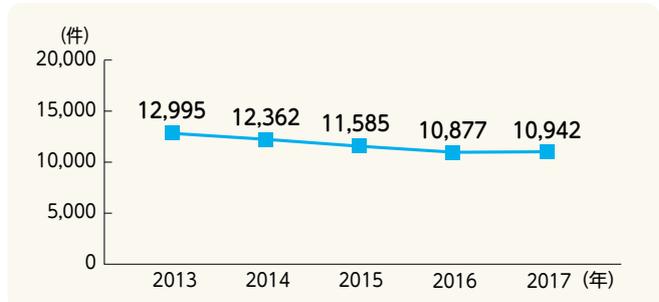
図4 火災による支払状況



住宅の出火件数の傾向

消防法、建築基準法などによる規制が進められてきた結果、建物の不燃化、消火・防火設備の普及等が進み、住宅を火元とした出火件数は減少傾向で推移していましたが、2017年度は増加しています。

図5 住宅の出火件数

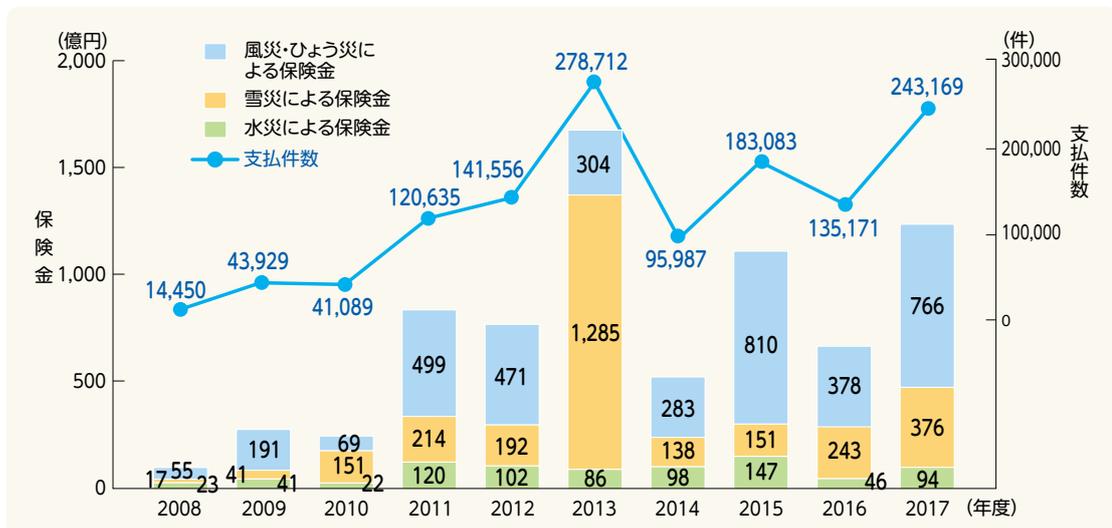


※〔(1月～12月)における火災の状況(確定値)〕(総務省消防庁)の「一般住宅」と「共同住宅」の出火件数を集計しています。

② 自然災害

自然災害による保険金の支払いは、災害の発生回数や規模に応じ、年度ごとの変動が大きいという特性があります。2011年度以降は台風や豪雪などにより保険金の支払いが高額となる傾向が続いています。

図6 自然災害による支払状況





主な自然災害と被害を受けた地域

2013～2017年度に低気圧や台風、豪雪による被害に見舞われた地域は下表のとおりです。

	風災・ひょう災（災害と主な地域）	雪災（主な地域）
2013年度	台風18号（関東・東海）、台風26号（関東）	関東・甲信
2014年度	台風11号（近畿・四国）、台風18号（関東・東海）	—
2015年度	台風15号（九州）	関東
2016年度	台風9号（関東）、台風16号（九州）	東海・山陰
2017年度	台風18号（九州）、台風21号（近畿）	北海道・甲信

風災（台風）、水災の参考純率の算出方法について

自然災害による損害の発生は年度ごとの変動が大きく、また、大規模な自然災害については、その発生頻度が何十年、何百年に一度といった場合もあります。このため、風災（台風）や水災については、シミュレーションによる被害予測に基づいて、1年あたりの支払保険金を推定計算することにより、参考純率を算出しています。

（2 火災保険の参考純率の算出（P18、19）参照）

参考 2018年度および2019年度に発生した主な自然災害による 保険金支払い状況

図6の保険金は、2017年度までの集計となっていますが（3 保険金の集計方法について（P23）参照）、2018年度と2019年度にも保険金の支払いが高額となる自然災害が発生しています。

なお、近年の極端な気象・気候現象の長期的な増加傾向には、地球温暖化が影響している可能性が示されている^{※1}。一方、降水量の長期変化傾向は数年から数十年程度で繰り返される自然変動等の影響を受けることがあるため、降水量と地球温暖化との関連は断言できない、との見解も公表されています^{※2}。

※1 気象庁 気候変動監視レポート（http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/monitor/2018/pdf/ccmr2018_all.pdf）から作成。

※2 気象庁ウェブサイト（<https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/trend.html>）から作成。

	主な自然災害	保険金（見込含む）
2018年度	平成30年7月豪雨、台風21号、台風24号	累計13,578億円（2019年3月末現在）
2019年度	令和元年房総半島台風（台風15号）、 令和元年東日本台風（台風19号）	累計8,582億円（2020年3月9日現在）

※一般社団法人 日本損害保険協会調べ。なお、上表中の数値には住宅物件以外も含まれており、図6の数値とは集計の対象が異なります。

③ その他（水濡れ損害など）

水濡れ損害とは、水道管から水が漏れ、床が水浸しになるなどの損害です。近年、保険金の支払いは増加していますが、その背景としては、以下のような事故が増えていることが考えられます。

- 凍結による水道管破裂※
※一般的に、外気温が-4℃以下になると水道管が凍結により破裂すると言われています。
- 老朽化が進んだ給排水設備により生じた漏水等

図7 水濡れ損害による支払状況



建物の老朽化

建物が古くなるにつれて給排水設備の老朽化が進み※1※2、漏水等の事故が増加する傾向にあります※3。築年数別に見ると、築19年以上の住宅戸数は1998年には2,122万戸でしたが、2018年には3,192万戸に増加し、構成割合も65%を超えています。

- ※1 住宅設備の耐用年数は建築年や設備種類によって異なりますが、例えば、1976年以降1995年以前に建築された建物の給水管については、最初の修繕工事を行う目安は建築から25年後とされています（「マンション管理標準指針」（国土交通省））。
- ※2 国土交通省のアンケート調査によると、例えば、1994年以前に建築されたマンション（サンプル数671件）のうち、大規模な計画修繕工事において給水設備に対する修繕が実施された建物は約15%に止まっています（「平成30年度マンション総合調査結果」（国土交通省））。
- ※3 一方で築年数が浅い建物は漏水等の事故が起きにくいことから、当機構では、築年数が浅い住宅（築浅住宅）を対象とした割引を設定しています。（2 (1) (4) 火災保険の料率区分③ (P17) 参照）

図8 既存住宅戸数の推移



- ※1 「住宅・土地統計調査」（総務省）から作成。
- ※2 築年数不明を除いて集計しています。

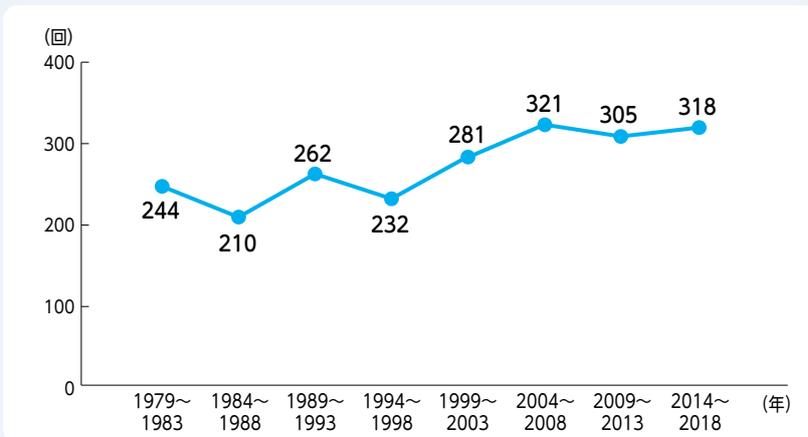
地球温暖化による影響

近年、異常気象が増加しており、地球温暖化の影響が指摘されています。地球温暖化が進んだ場合には、降水量や強い台風の発生が増加するといった研究結果もありますが、一方で、将来予測には不確実な側面が大きいとされています。

気象庁の資料^{※1}によると、日本の年平均気温は1898年以降、100年あたり約1.21℃の割合で上昇しています。特に近年は高温となる年が頻出していますが、これは、二酸化炭素（CO₂）などの排出量の増加をもたらす地球温暖化の影響に、数年から数十年程度で繰り返される自然変動の影響が重なったものとみられています。

なお、1979年から2018年までのアメダス^{※2}によると、集中豪雨の年間観測回数が増加傾向にあることが明瞭に現れています（図9）。その背景要因として、地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向とともに、大気中の水蒸気量も長期的に増加傾向にあることが考えられます^{※3}。ただし、降水量の長期変化傾向は数年から数十年程度で繰り返される自然変動等の影響を受けることがあるため、降水量と地球温暖化との関連は断言できない、との見解も示されています^{※4}。

図9 集中豪雨の年間観測回数の平均値



※気象庁ウェブサイトから作成。
※集中豪雨とは1時間降水量が50mm以上の大雨をいいます。

将来の気候の動向に関しては、21世紀末には、猛烈な台風（最大地表風速59m/s以上の台風）の出現頻度が、日本の南海上で増加する可能性が高いと予測する研究結果^{※5}、豪雨の発生件数が約2倍以上に増加するとの研究結果^{※6}等が公表されています。一方、自然災害の将来予測については不確実な要素が多いとの研究結果^{※7}も公表されています。

上記を踏まえ、当機構では、リスクを適切に評価していくため地球温暖化に伴う気候変動に関する影響について分析を進めています。

※1 気象庁ウェブサイト (http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/monitor/2018/pdf/ccmr2018_all.pdf) から作成。
 ※2 アメダスとは、降水量、気温等を全国約1,300か所の観測所で自動的に観測する気象庁の地域気象観測システムです。
 ※3 気象庁 気候変動監視レポート (http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/monitor/2018/pdf/ccmr2018_all.pdf) から作成。
 ※4 気象庁ウェブサイト (<https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/trend.html>) から作成。
 ※5 気象庁気象研究所ウェブサイト (http://www.mri-jma.go.jp/Topics/H29/291026_d4pdf/press_release.pdf) から作成。
 ※6 国土交通省 気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会「気候変動を踏まえた治水対策のあり方 提言」 (https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/chisui_kentoukai/pdf/01_gaiyou.pdf) から作成。
 ※7 IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル) [2014]の評価報告書等から作成。

トピックス 2

火災保険参考純率の改定

当機構は、2019年10月7日に火災保険参考純率の改定に関する届出を行いました。
同年10月30日、金融庁長官から、届け出た参考純率が「保険料率の3つの原則」（2-1(2)保険料率の3つの原則（P15）参照）に適合している旨の通知を受領しました。

【改定の概要】

改定の主な内容は次のとおりです。

（1）住宅総合保険の参考純率を、平均で4.9%引き上げました。

住宅総合保険の参考純率については、2016年度までの保険統計に基づき、2018年に平均で5.5%の引き上げを行いました※1が、その後2018年度までに発生した自然災害（風水災）への影響も踏まえ（3-2(2)補償危険ごとの傾向②（P24）参照）、収支の均衡を確保する観点から、改めて引き上げを行いました。

（2）住宅総合保険の参考純率に、築年数が浅い住宅（築浅住宅）に対する割引を導入しました。

住宅総合保険で補償する損害のうち、水濡れ損害などは、建物の老朽化による影響を受けるため（3-2(2)補償危険ごとの傾向③（P26）参照）、築浅住宅のほうが、築年数が経過した住宅よりリスクが低い実態にあります（3-2(2)建物の老朽化（P26）参照）。こうしたリスク較差を保険料に反映するため、築浅住宅を対象とした割引（建物のみ）を導入しました※2。

※1 2018年5月21日に火災保険参考純率の改定に関する届出、同年6月15日、金融庁長官から、届け出た参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合している旨の通知を受領

※2 割引率は契約条件（都道府県・構造等）によって異なります（2-1(4)火災保険の料率区分（P16、17）参照）。

今回の届出の詳細については、「火災保険参考純率改定のご案内」
(https://www.giroj.or.jp/ratemaking/fire/201910_announcement.html)をご参照ください。

1 地震保険とは

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、基本的な補償内容は「地震保険に関する法律」等の法令に規定されています。



1 地震保険の保険約款

地震保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

■地震保険の対象と保険金額

保険の対象

居住用建物



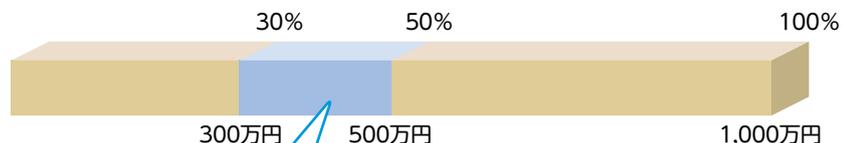
家財



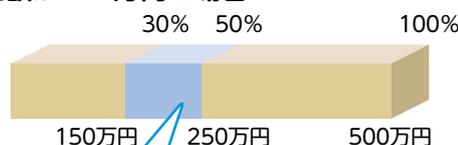
保険金額

地震保険は、法令により、火災保険とあわせて契約することとされているほか、保険金額についても、火災保険の保険金額の30～50%の範囲内（ただし、居住用建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度）で設定することとされています。

●居住用建物の火災保険の保険金額が1,000万円の場合



●家財の火災保険の保険金額が500万円の場合



2

地震保険の補償内容

(1) 保険金が支払われる場合

地震保険では、地震や噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害に対して保険金が支払われます。

■地震

地震で家が壊れた場合や、
地震による火災で家が燃えた場合
など



■噴火

噴火に伴う噴石で
家が壊れた場合
など



■地震・噴火による津波

地震による津波で
家が流された場合
など



(2) 支払われる保険金の額

迅速な保険金支払いの観点から、居住用建物または家財に生じた損害が、全損、大半損、小半損、一部損のいずれかに該当する場合に、次のとおり保険金が支払われることとされています（2017年1月1日以降始期の契約※）。また、建物の損害は主要構造部（壁、柱、床など）の損害により判定されます。

※地震保険に関する法律施行令の改正（2017年1月1日施行）により、「半損」が「大半損」および「小半損」に分割されました。

損害の程度※1	損害の程度の認定の基準※2		支払われる保険金の額
	建 物	家 財	
全 損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 50%以上	家財の損害額が 家財の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上		
大半損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 40%以上50%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 80%未満 60%以上	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満		
小半損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 20%以上40%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 60%未満 30%以上	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満		
一部損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 3%以上20%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 30%未満 10%以上	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)
	全損・大半損・小半損に至らない場合 床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水※3		

※1 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

※2 建物と家財はそれぞれ別に損害の程度が認定されます。

※3 主要構造部に損害が生じていなくても、この場合には水濡れによる汚損や汚物の流入等の損害が発生するため、一部損とみなして補償されます。

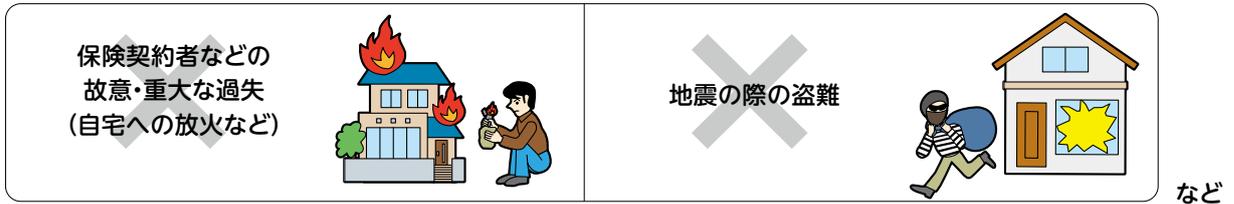
memo

2016年12月31日以前始期の契約に適用される「半損」は、次のとおりとなっています。

損害の程度	損害の程度の認定の基準		支払われる保険金の額
	建 物	家 財	
半 損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 20%以上50%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 80%未満 30%以上	地震保険金額の 50% (時価額の50%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上70%未満		

(3) 保険金が支払われない場合

次のような場合には、保険金は支払われません。



3 地震保険標準約款

当機構では、地震保険の基準料率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを地震保険標準約款といいます。

2 地震保険の保険料率

地震保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

1 地震保険の保険料率の概要

(1) 地震保険の保険料率

地震保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円で契約すると、保険料は3万円(=1,000万円×0.003)となり、保険金額を2,000万円で契約すると、保険料は6万円となります。

地震保険の保険料率には、保険契約者が支払う地震保険料が、建物の構造や所在地など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように料率区分を設けています。

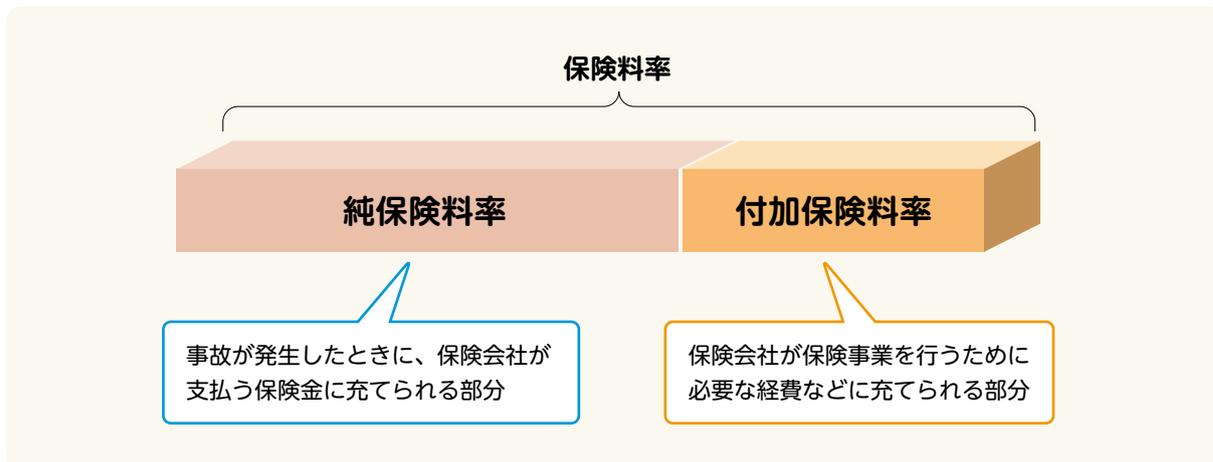
なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2-1(4)地震保険の料率区分(P36)をご参照ください。

保険金額

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。例えば、保険金額が1,000万円であれば、全損の場合の保険金は1,000万円となります。

■ 保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

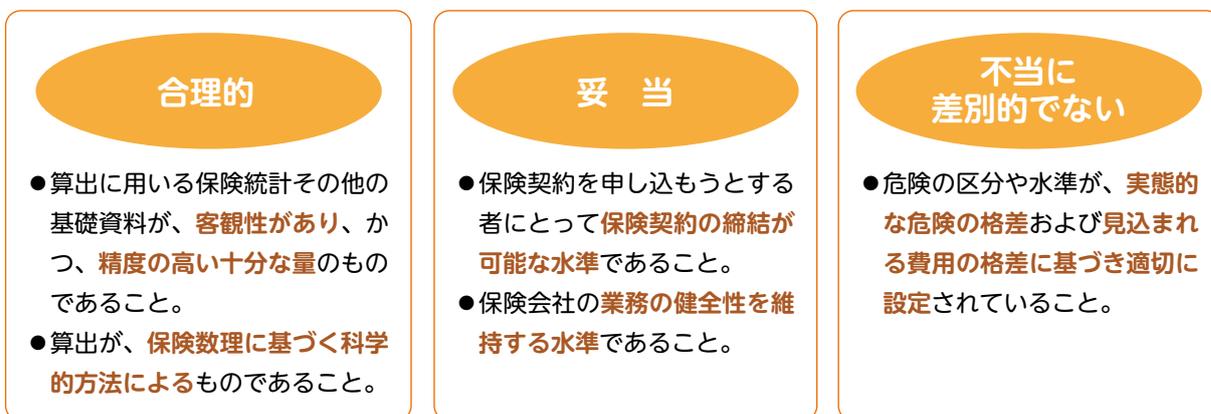
- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して地震保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての保険会社が「基準料率」を使用しています。

(2) 保険料率の3つの原則

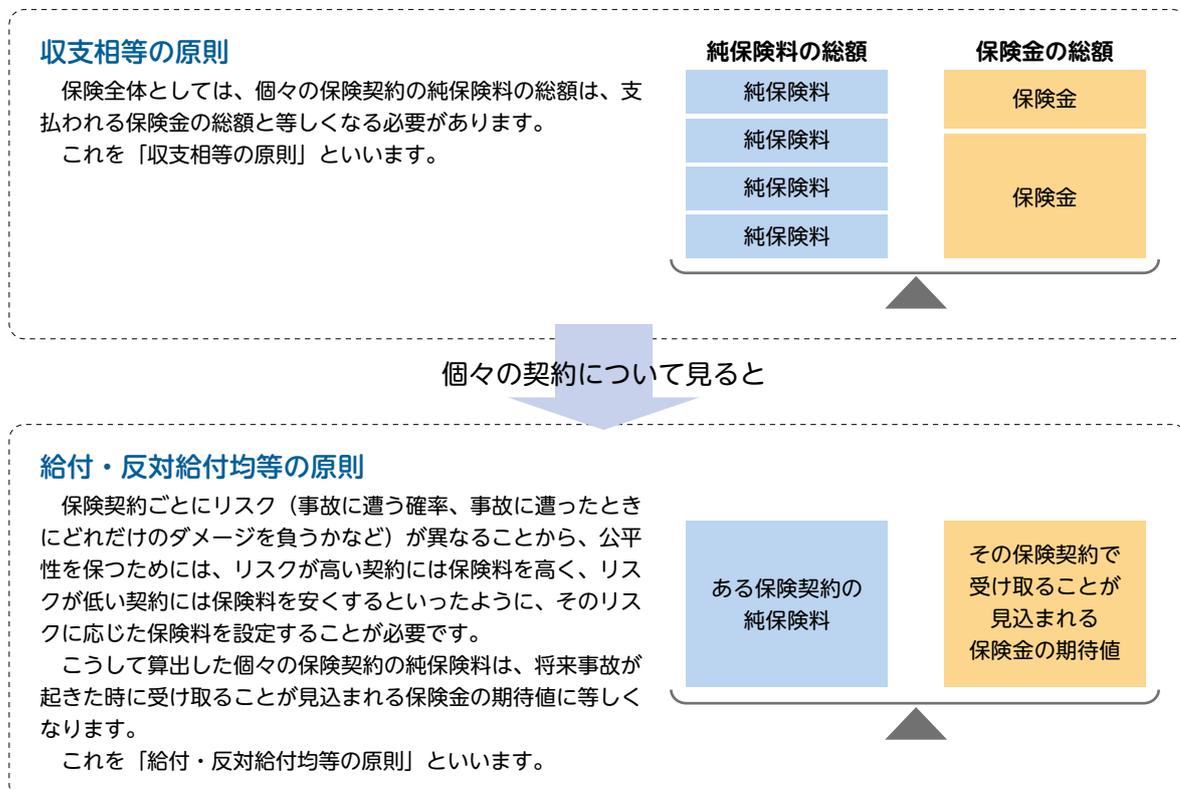
保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。



「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。



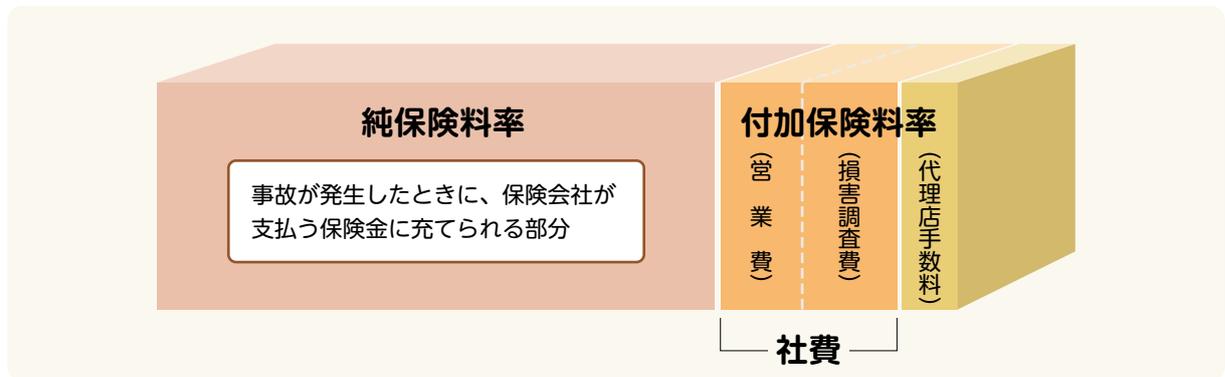
「保険料率の3つの原則」のほか、地震保険に関する法律では、「保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない」と規定されています。

(3) 地震保険基準料率の構成

地震保険基準料率は、保険金の支払いに充てられる「純保険料率」と、事業経費に充てられる「付加保険料率」から成り立っています。

「付加保険料率」は、契約の事務処理や損害の調査などに充てられる「社費」と、契約の募集を行う代理店に支払う「代理店手数料」に分けられます。

■地震保険基準料率の構成



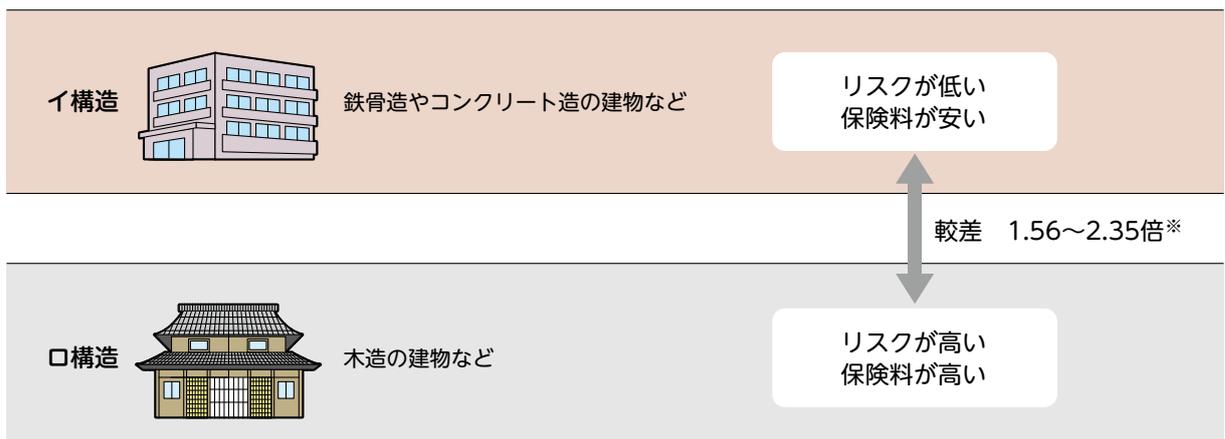
(4) 地震保険の料率区分

地震保険の保険料率には、保険契約者が支払う地震保険料が、建物の構造や所在地など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。さらに、一定の基準に基づく耐震性能を備えた建物については、割引を設けています。

① 建物の構造

建物の構造が異なると、地震の揺れによる損壊や火災による焼失などのリスクが異なるため、保険料率を建物の構造により区分しています。

■地震保険基準料率における建物の構造



※較差はイ構造とロ構造の保険料率を比較したものです。なお、この較差は建物の所在地によって異なります。



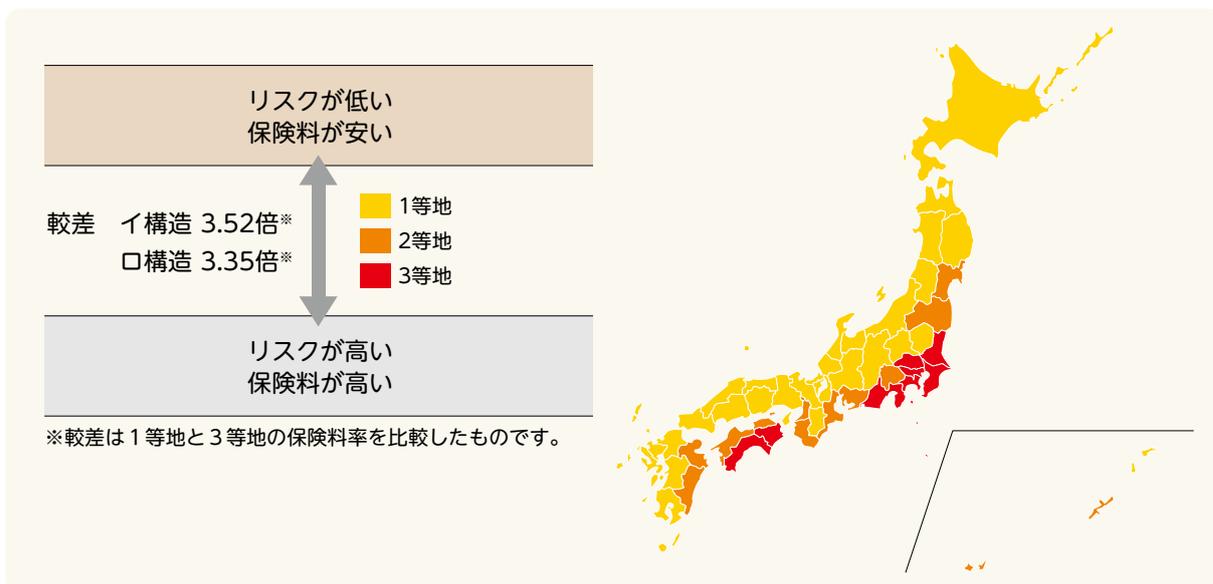
地震保険基準料率の特徴（付加保険料率）

- 民間企業である保険会社が販売する一般的な保険には、「付加保険料率」の中に利潤が織り込まれています。しかし地震保険は、政府と保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であるため、利潤を織り込んでいません。
- また、地震保険は火災保険とあわせて契約する方式を採用することで、火災保険と重複する事務処理を省いて経費を抑えています。

② 建物の所在地

地震発生リスクなどは地域により異なるため、保険料率を建物の所在地（等地別）により区分しています。

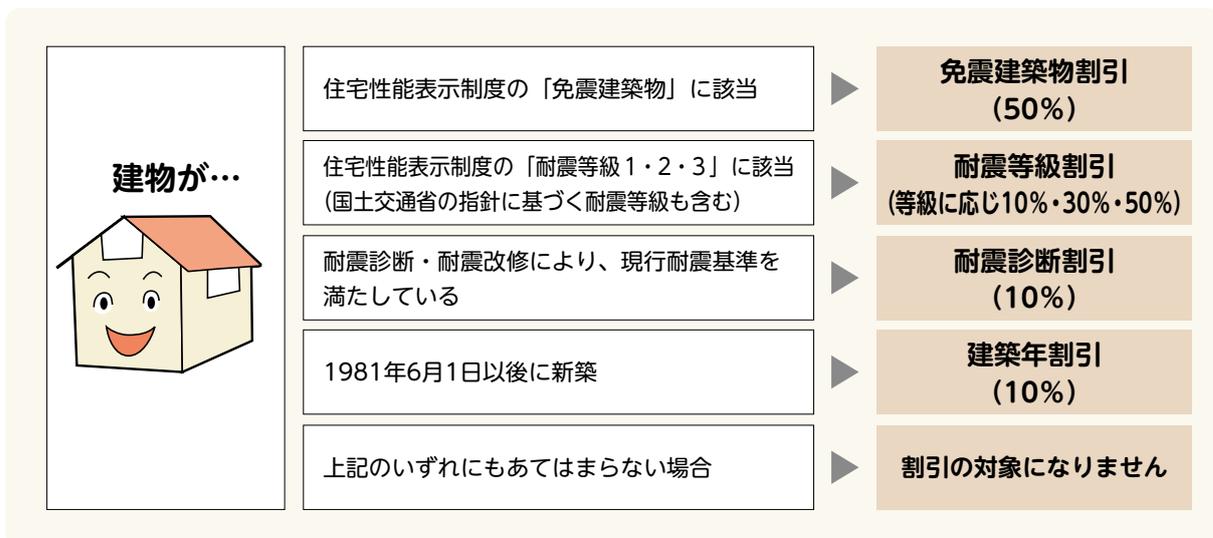
■ 地震保険基準料率における建物所在地による区分



③ 割引

一定の基準に基づく耐震性能を備えた建物には割引が適用されます。割引は、建物の耐震性能に応じて設けており、免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引の4種類があります。なお、これら4種類の割引は、重複して適用されません。

■ 地震保険基準料率における割引率



2 地震保険の基準料率の算出

地震は発生頻度が低く、時に被害が巨大になる等の特性を持つため、短期間の実績データのみに基づいて保険料率を算出することはできません。そこで地震保険では、純保険料率については、地震が現在発生した場合の支払保険金を被害予測シミュレーションにより予測し算出しています。付加保険料率は、営業費・損害調査費・代理店手数料の別に算出しています。

(1) 地震保険の料率算出の困難性と解決方法

地震リスクは、火災等に比べ発生頻度が低く、かつ発生時期が不規則であり、また、ひとたび大地震が発生すると巨大な損害をもたらすという特性を持っています。このため、制度発足以来数十年ほどしかない地震保険の支払実績データでは、十分ではありません。

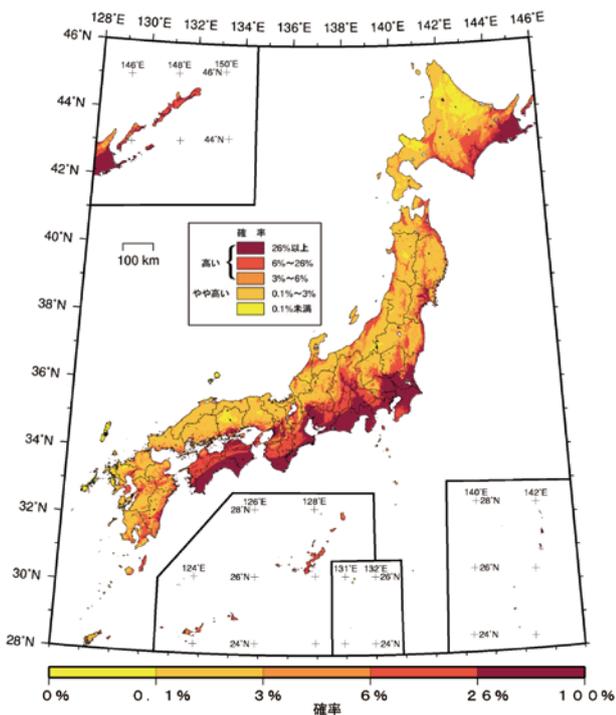
地震の発生については、「どこで」、「どのくらいの大きさ」の地震が、「いつ」発生するかを正確に予知することは、最新の科学の知見をもってしても困難とされています。一方、規模が大きな海溝型地震^{※1}や活断層の地震^{※2}は、同じ場所で繰り返し発生することが知られており、長期的には、その大きさや発生間隔をある程度予測することが可能であると考えられています。こうした地震発生の長期予測について、多くの研究者の議論を経て全国統一の基準でまとめたものが、地震調査研究推進本部（地震本部）が公表している確率論的地震動予測地図（予測地図）です^{※3}。

そこで地震保険の料率算出にあたっては、予測地図の作成に用いられた客観的で高精度の地震発生データ（震源モデル）を利用し、被害予測シミュレーションにより将来の支払保険金を予測し、純保険料率を算出しています。

- ※1 海溝型地震は、海のプレートと陸のプレートの境界付近で発生する地震です。
- ※2 活断層の地震は、陸のプレート内部の断層で活動することが推定される地震です。
- ※3 地震本部は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ設置された政府の機関で、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究を一元的に推進しています。予測地図は2005年3月にはじめて公表され、以後、順次改訂されています。詳細は、地震本部のウェブサイト（<https://www.jishin.go.jp>）をご参照ください。

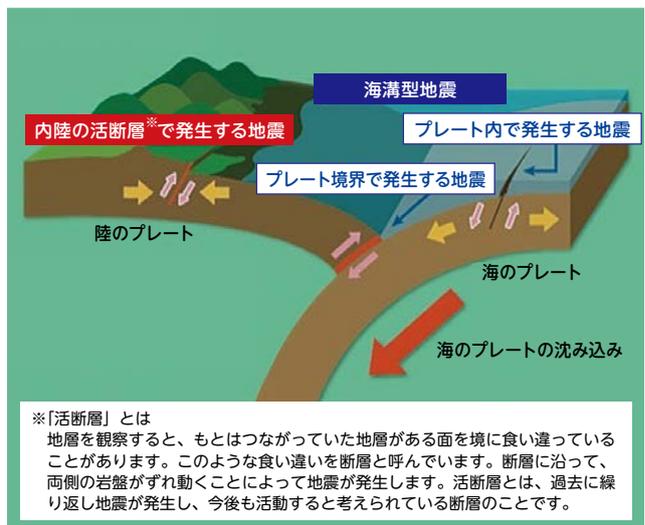
■ 確率論的地震動予測地図の例

2018年から30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率



※地震調査研究推進本部ウェブサイトによります。

■ 日本列島周辺で発生する地震のタイプ



※「地震を正しく恐れる」（地震調査研究推進本部）から作成。

(2) 被害予測シミュレーションと純保険料率の算出方法

地震保険の基準料率では、次のステップ①～④の被害予測シミュレーションを行った上で、ステップ⑤により純保険料率を算出します。

ステップ① 予測地図の元データとなる1つ1つの地震について、どこがどの程度揺れるか、どこまでどの程度の規模の津波が押し寄せるかなどを、計算します。

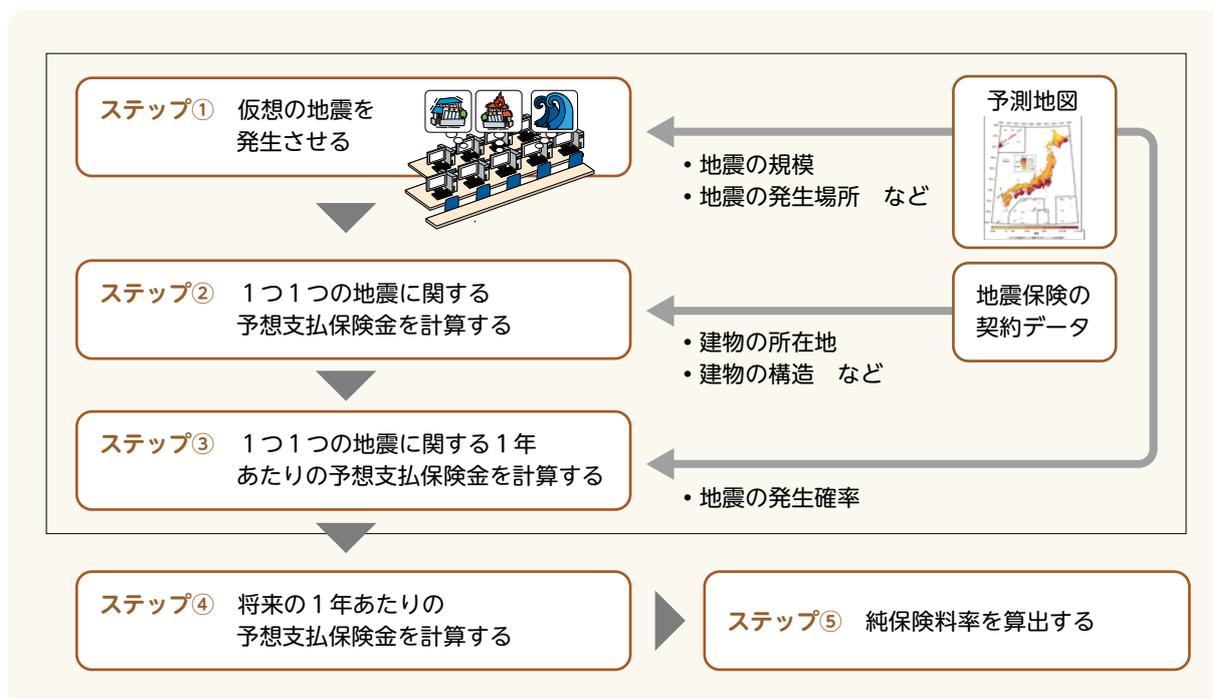
ステップ② 現在の地震保険の契約データに基づき、ステップ①の各地震が発生したときに、どの程度の保険金が支払われるか計算します。

ステップ③ 各地震が発生する確率を考慮して、1年あたりの予想支払保険金を計算します。例えば、2000年に一度発生する地震であれば、ステップ②の計算結果に1/2000をかけます。

ステップ④ ステップ①～③の計算を全ての地震について行い、足し合わせて将来の1年あたりの予想支払保険金を計算します。

ステップ⑤ 将来の1年あたりの予想支払保険金を保険金額で除して、純保険料率を算出します。

■被害予測シミュレーションのイメージ



(3) 付加保険料率の算出方法

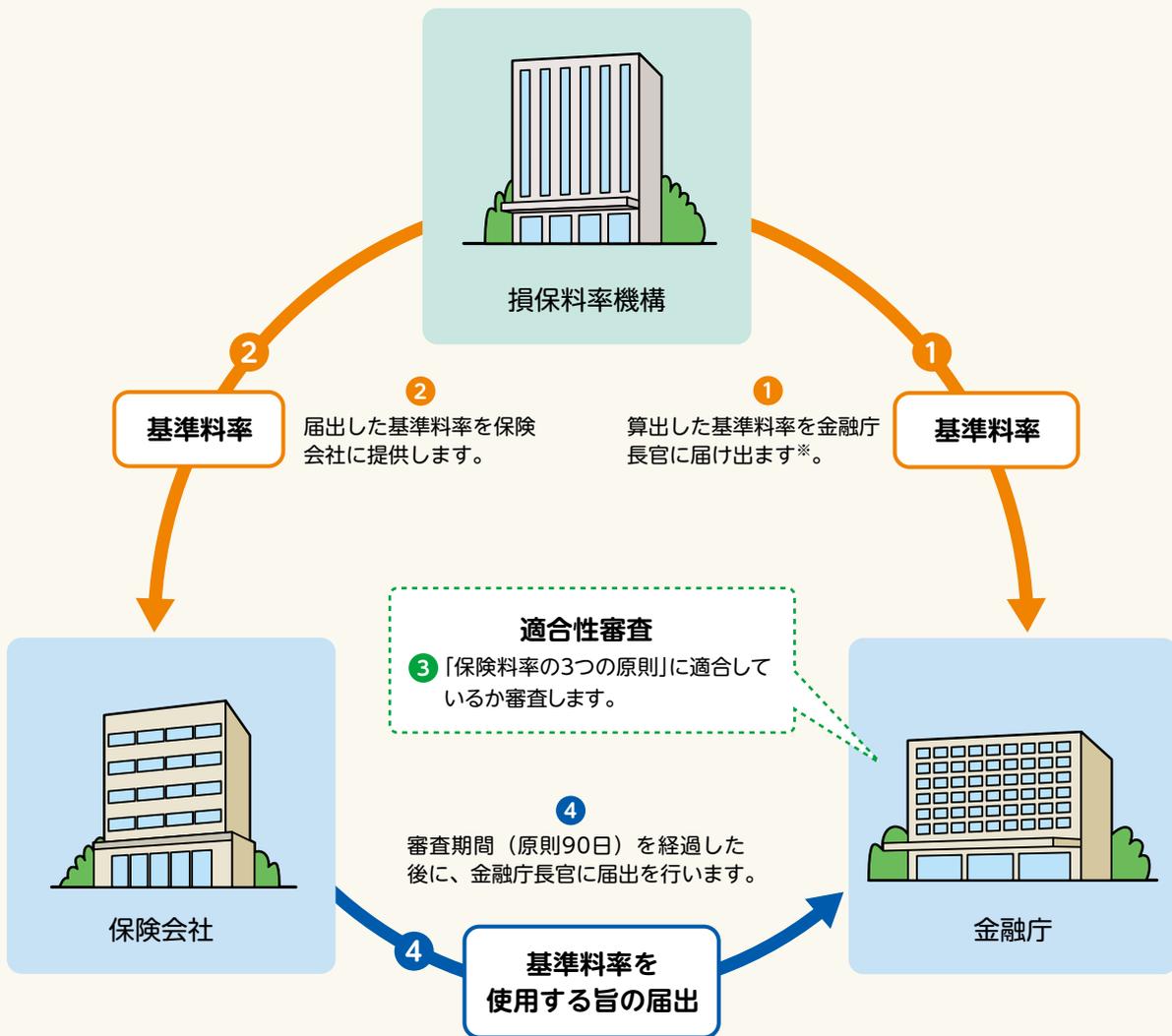
付加保険料率は、営業費・損害調査費・代理店手数料の別に算出しています。

- 営業費（契約の事務処理等のために要する諸費用）は保険会社、代理店手数料（契約の募集を行う代理店に支払う手数料）は代理店に対して、それぞれ実態調査を行い算出します。
- 損害調査費（事故が発生したときの損害調査のために要する諸費用）は、被害予測シミュレーションを行い、各地震の予想支払件数を基に損害調査が必要となる件数を求め、これらに要する費用を積算して算出しています。

3 地震保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した地震保険基準料率の届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

■地震保険基準料率の算出後の流れ



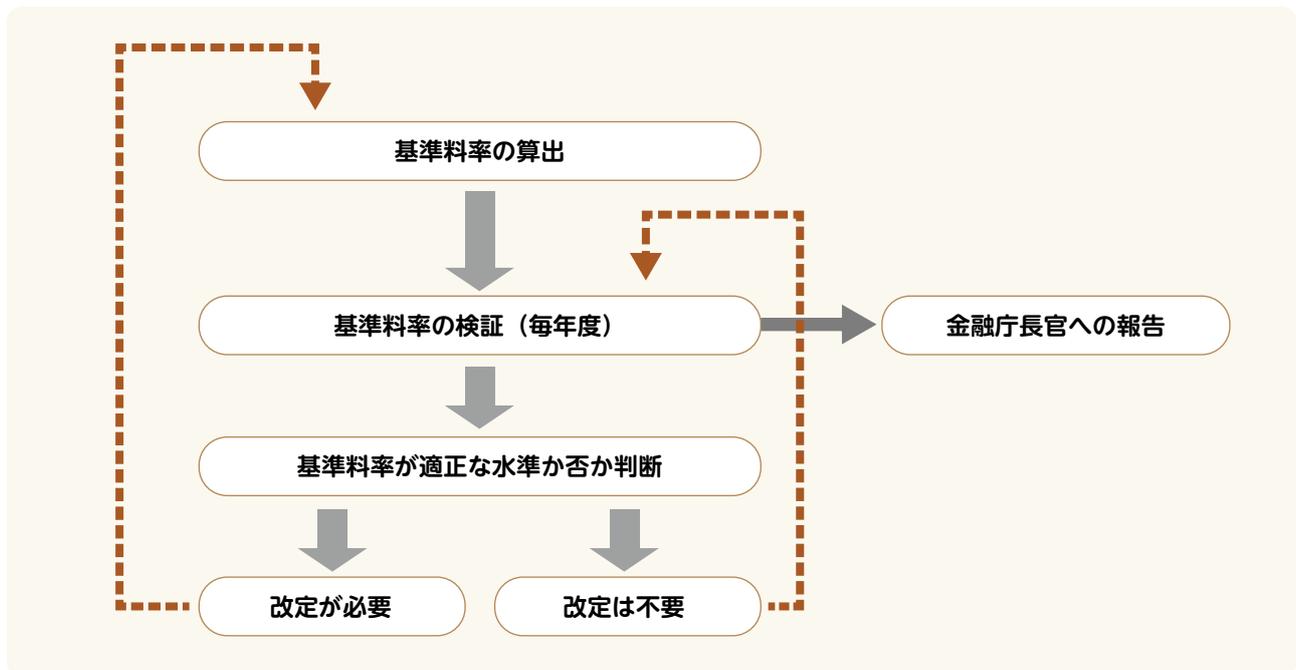
※当機構が金融庁長官に基準料率を届け出た場合は、官報等に公告してお知らせしています。また、当機構に基準料率の算出に関する資料を備え付けており、利害関係を有する方は、この内容を閲覧することができます。
 なお、利害関係を有する方は、この届け出た基準料率に異議がある場合には、金融庁長官にその旨申し出ることができます。

4

地震保険の基準料率の検証と改定

基準料率は、算出した時点では適正であっても、社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば基準料率の改定の届出を行います。

■地震保険基準料率の検証と改定の流れ



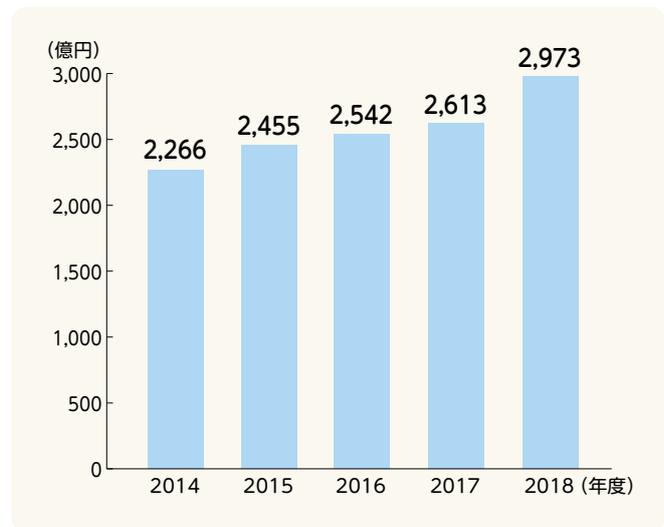
3 地震保険の現況

保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

近年、地震保険の保険料は増加傾向にあります。

図10 保険料の推移



保険料

図10の「保険料」は、2-1(1)地震保険の保険料率（P34）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

保険料はリトン・ベイシスの数値です。リトン・ベイシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。



全国の契約状況

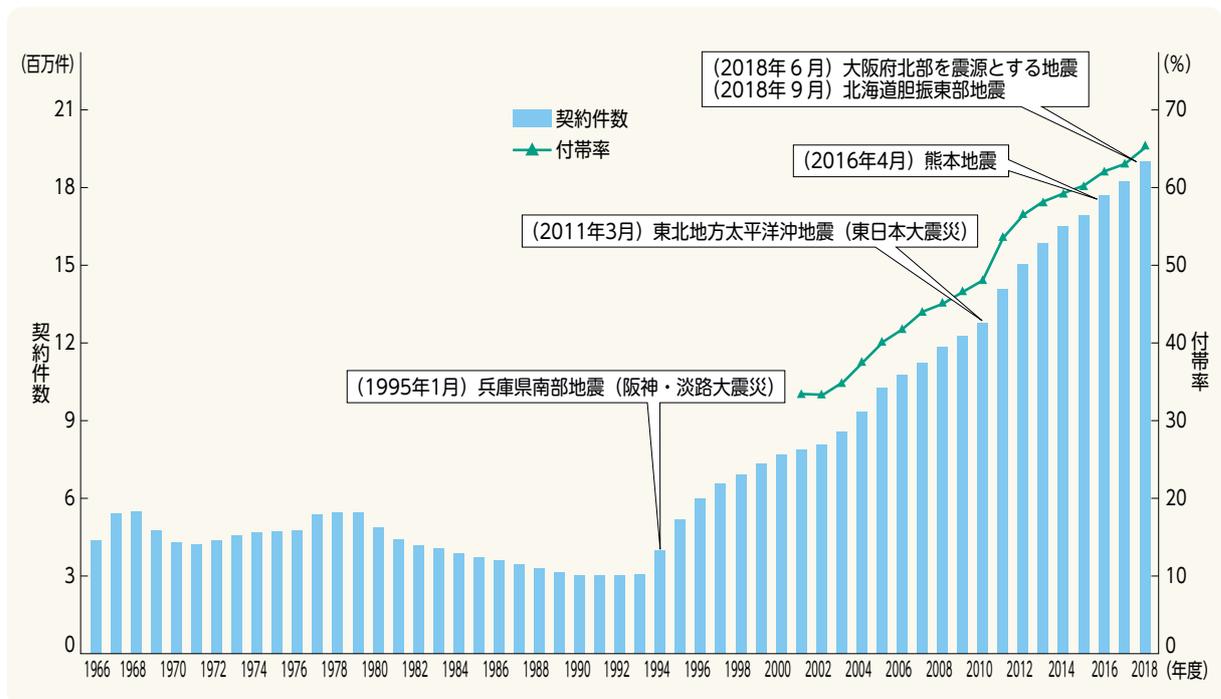
地震保険の契約件数[※]は、1966年の地震保険制度創設以来、横ばいないし減少傾向で推移していましたが、1995年1月の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に大きく増加傾向となっています。被害の大きな地震はその後も続いており、契約件数の増加傾向も継続しています。契約件数は、2018年度末現在で1,901万件、対前年比では4.1%の増加となっています。

また、2018年度の付帯率[※]は65.2%となっています。

※契約件数、付帯率

契 約 件 数	当該年度末において有効な地震保険契約の件数
付 帯 率	当該年度に契約された火災保険（住宅物件）の件数のうち、地震保険を付帯している件数の割合（2001年度から集計を開始）

図11 地震保険の契約件数、付帯率の推移



2 保険金（支払い）の状況

地震保険制度の創設以降、保険金の支払いが最も多かったのは、2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）です。また2018年の6月に発生した大阪府北部を震源とする地震、9月に発生した北海道胆振東部地震でも多くの保険金が支払われました。

保険金の支払いが多かった上位20すべての地震は、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降に発生したものです。その要因の一つとしては、兵庫県南部地震を契機に地震保険の契約件数が増加した結果、地震被害が発生した際により多くの保険契約者に保険金が支払われるようになったことが考えられます。

図12 地震保険創設以降で保険金の支払いが多かった地震（上位20位）

[2019年3月31日現在]

	地震名等	発生日	規模 (マグニチュード)	支払件数 [件]	保険金 [百万円]
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	2011年3月11日	9.0	817,223	1,283,313
2	平成28年熊本地震	2016年4月14日	7.3	209,587	385,904
3	大阪府北部を震源とする地震	2018年6月18日	6.1	130,542	107,151
4	平成7年兵庫県南部地震	1995年1月17日	7.3	65,427	78,346
5	平成30年北海道胆振東部地震	2018年9月6日	6.7	48,447	38,670
6	宮城県沖を震源とする地震	2011年4月7日	7.2	31,015	32,402
7	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年3月20日	7.0	22,066	16,973
8	平成13年芸予地震	2001年3月24日	6.7	24,453	16,942
9	平成16年新潟県中越地震	2004年10月23日	6.8	12,608	14,897
10	平成19年新潟県中越沖地震	2007年7月16日	6.8	7,873	8,251
11	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年4月20日	5.8	11,338	6,430
12	平成15年十勝沖地震	2003年9月26日	8.0	10,553	5,990
13	平成20年岩手・宮城内陸地震	2008年6月14日	7.2	8,276	5,545
14	鳥取県中部を震源とする地震	2016年10月21日	6.6	6,872	5,382
15	駿河湾を震源とする地震	2009年8月11日	6.5	9,532	5,181
16	静岡県東部を震源とする地震	2011年3月15日	6.4	5,435	4,733
17	岩手県沿岸北部を震源とする地震	2008年7月24日	6.8	7,756	3,973
18	福島県浜通りを震源とする地震	2011年4月11日	7.0	2,377	3,681
19	長野県中部を震源とする地震	2011年6月30日	5.4	2,988	3,335
20	平成12年鳥取県西部地震	2000年10月6日	7.3	4,079	2,869

※「日本地震再保険の現状2019」（日本地震再保険株式会社）から作成。
平成28年熊本地震の規模（マグニチュード）は、一連の地震におけるこれまでの最大値を記載。

地震の名称

地震の正式な名称は、「元号（西暦年）」と「震央の地名」を用いるなどして気象庁が命名します。また、地震によって生じる災害に対して、政府が別の名称を付けることがあります。例えば、気象庁が命名した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による災害は、政府として「東日本大震災」と呼称しており、地震そのものと、その地震によって引き起こされた災害とで使い分けられています。

東北地方太平洋沖地震での保険金 津波によるものは全体の2割弱（推定）

東北地方太平洋沖地震では、東日本の太平洋沿岸に巨大な津波が襲来し多くの人命が失われました。一方、地震保険で補償している建物や家財をみると、当機構において推定した地震保険の保険金に占める津波の割合は、2割弱となっています*。また、津波以外では、地震の揺れによる損壊被害（液状化等を含む）が8割強と大部分を占めており、内陸部でも地震の揺れによる大きな被害が生じた地震であったことが分かります。

*保険会社から報告された支払データの住所情報と国土交通省による津波浸水区域の調査結果などを用いて推定。

東北地方太平洋沖地震による保険金 被害形態別の内訳（推定）



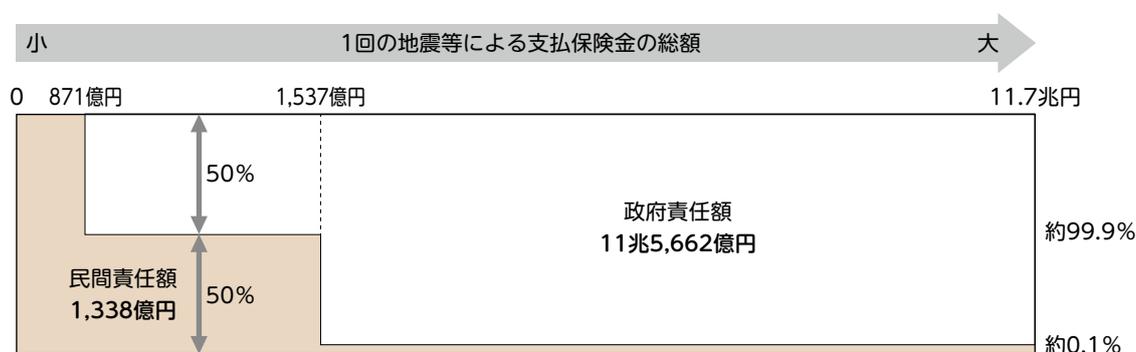
政府による再保険

地震保険では、大規模地震による巨額な損害を民間の損害保険会社だけでは補償しきれない事態を想定し、政府が再保険することにより、政府と民間が分担して補償する仕組みとしています。

分担方法（これを「再保険スキーム」といいます）は、1966年の制度創設以来何度か見直されていますが、1回の地震等による支払保険金の総額が大きくなるにつれ、政府の負担割合が大きくなる仕組みになっています。下図は、再保険スキームを図示したものです。横軸は1回の地震等による支払保険金の総額、縦軸は民間の保険会社と政府の負担割合を示しています。

なお、制度創設以来、政府による補償が行われたのは、兵庫県南部地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震、大阪府北部を震源とする地震の4つの地震です。

再保険スキーム（2019年4月1日以降に発生した地震等に適用）



トピックス 3

地震保険基準料率の段階改定

地震保険では、東北地方太平洋沖地震を契機とした基礎データの更新などにより、基準料率の大幅な引上げが必要となったことを受け、3段階に分けて料率水準を引き上げる段階改定を行うこととしました。当機構では、各種基礎データを各改定時に最新のものに更新しながら、段階的に改定の届出を行い、3回目の改定を2019年5月28日に届け出ました。

[段階改定を行うこととなった主な理由・背景]

(1) 各種基礎データの更新など

- 震源モデルの更新※1
- 地盤データなどの更新※1
- 被害関数※2の改良

※1 地震本部が作成した予測地図2014年版の震源モデル（改良のポイントは次頁参照）と地盤データ

※2 揺れの大きさと揺れによる被害の関係

(2) 地震保険に関する法律施行令の改正

(2015年9月30日公布、2017年1月1日施行)

- 従来の「半損」を「大半損」と「小半損」に分割

(3) 地震保険制度に関するプロジェクトチームフォローアップ会合における「議論のとりまとめ」

(財務省から2015年6月24日に公表)

- 保険契約者の負担感が高まることへの懸念、地震保険への加入率確保の観点から、複数段階に分けた引上げも考えられる。

震源モデルの更新にともない、地震リスクがより高く評価されたため、大幅な引上げが必要な状況となりました。

都道府県ごとに3段階に分けて料率改定を行うこととしました。

1回目改定 (2015年9月30日届出) : 全国平均で5.1%の引上げ
⇒2017年1月1日～2018年12月31日に保険期間の始期を有する保険契約に適用

2回目改定 (2017年6月15日届出) : 全国平均で3.8%の引上げ
⇒2019年1月1日以降に保険期間の始期を有する保険契約に適用

3回目改定 (2019年5月28日届出) : 全国平均で5.1%の引上げ
(保険契約への適用開始時期については未定です。)

各改定の詳細については当機構のウェブサイトをご参照ください。

(1回目) https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/201509_news.html

(2回目) https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/201706_news.html

(3回目) https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/201905_news.html

参考 2014年版予測地図における震源モデルの改良のポイント

2種類の地震

震源特定地震

長期評価（地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測したもの）の対象となる地震



震源不特定地震

長期評価されていない、発生位置、規模、発生間隔などが明らかでない地震（震源特定地震に該当しないもの）

予測地図を作成

東北地方太平洋沖地震の課題1

東北地方太平洋沖地震型の地震が、長期評価の対象外だった

東北地方太平洋沖地震の課題2

震源不特定地震の考慮が不十分だった

改良ポイント1

- ① 東北地方太平洋沖地震型の地震を長期評価の対象に追加
- ② ①のほかにも長期評価の対象としてこれまでより大きな地震を考慮（相模トラフなど）

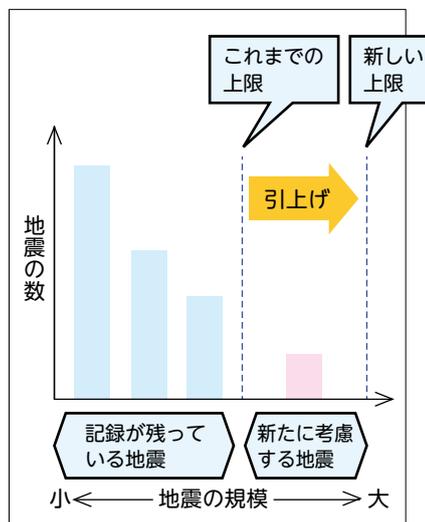
（例）相模トラフの最大規模地震



参考文献^{※3}をもとに当機構で作成

改良ポイント2

考慮する震源不特定地震の規模を、「記録が残っている最大のもの」から「理論上想定される最大のもの」に引上げ など



参考文献^{※3}をもとに当機構で作成

※3 「全国地震動予測地図2014年版～全国の地震動ハザードを概観して～」 （地震調査研究推進本部）

memo

震源モデルについて

地震本部は、2014年版予測地図の公表後も一部震源モデルの改良・更新を続けており、それらを反映した予測地図を順次公表しています（最新版は2018年版予測地図）。

トピックス 4

地震による建物の被害（地震火災）

日本全国で火災による焼損被害に遭う建物は、1年間で約3万棟^{※1}です。一方で、大規模な地震が発生した場合には、これをはるかに上回る火災被害が発生する可能性があります。

地震火災による建物の焼失棟数

右表は、大規模地震が発生した場合の建物の焼失棟数の推定結果の例^{※2}です。

1度の地震による地震火災で、日本全国で1年間に発生する火災の何倍もの被害が発生する可能性があります。

このように被害が極端に大きくなり得ることもあり、通常の火災を想定する火災保険では地震火災は補償されません（地震保険では住宅の地震火災に備えることができます。）。

被害想定の対象地震	地震火災による焼失棟数(推定)
大正関東地震	約19万棟～約82万棟
南海トラフ巨大地震	約4万棟～約73万棟
上町断層帯の地震	約10万棟～約37万棟

地震発生の季節、時間帯などにより、焼失棟数は幅を持って示されています。

地震時には、建物の倒壊や同時多発的な火災の発生などにより、通常時と比べ消火が難しくなり、たった1件の出火が数百棟もの建物の延焼に繋がりがり得ることが想定されています。

被害の発生・拡大防止には、1件1件の出火を防ぐための個人での備えが大切になります。

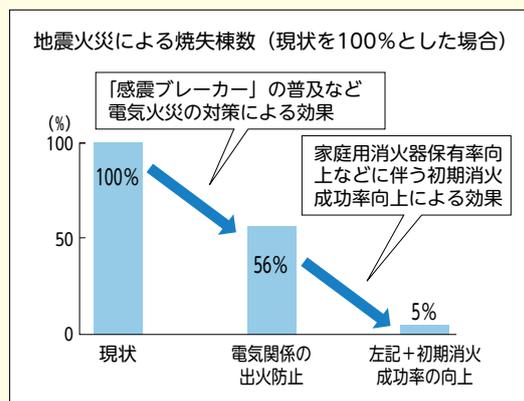
個人でできる備えとして

地震火災の原因として一番多いのは、電気関係による出火です。電気火災の対策には、一定以上の揺れを感知した際に自動で電気を止める「**感震ブレーカー**」が効果的^{※3}です。

また、初期消火の成功率を向上させることで、さらに被害を低減できます。このためには、**家庭用消火器の準備や風呂水のためおき**などの、日ごろの備えも大切になります。

これらの対策により、被害を1/20程度に低減できる場合もあると考えられています。

被害低減効果の評価の例^{※4}



参考

感震ブレーカーの種類・設置については、内閣府などにて紹介されています。

・「内閣府・消防庁・経済産業省:感震ブレーカー等の普及用啓発資料」

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/10/20190408-1.pdf

※1 「平成30年（1月～12月）における火災の状況（確定値）」（総務省消防庁）の「焼損棟数」を参照。

※2 内閣府ウェブサイト（<http://www.bousai.go.jp/jishin/index.html>）から作成。

※3 地震の揺れに伴う火災だけでなく、停電が復旧した際に発生する「通電火災」への対策としても効果的です。

※4 「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（内閣府）の都心南部直下地震における「出火防止対策の強化」の評価結果から作成。

第Ⅳ部

すまいに関する 保険関連の統計

1 火災保険統計

第1表 火災保険 総括表	50
第2表 火災保険 住宅物件都道府県別統計表〈2018年度〉	51
第3表 火災保険 住宅物件構造別統計表〈2018年度〉	52
第4表 火災保険 住宅物件保険対象別統計表〈2018年度〉	52
第5表 火災保険 住宅物件保険期間別統計表〈2018年度〉	53
第6表 火災保険 住宅物件事故種別支払統計表	54

2 地震保険統計

第7表 地震保険 総括表	56
第8表 地震保険 都道府県別統計表〈2018年度〉	57
第9表 地震保険 都道府県・保険対象・構造別統計表〈2018年度〉	58
第10表 地震保険 保険期間別統計表〈2018年度〉	62
第11表 地震保険 保険金額別統計表〈2018年度〉	63
第12表 地震保険 都道府県別付帯率の推移	64
第13表 地震保険 割引種類別統計表〈2018年度〉	65

3 関連情報

第14表 住宅火災発生状況の推移	66
第15表 集中豪雨の年間観測回数の推移	67

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

1 火災保険統計

【火災保険の統計数値について】

- (1) 新契約欄は、リトン・ベイシス (P22参照) の数値です。
 (2) 支払欄は、特別に記載のない限り、リトン・ベイシス (P22参照) の数値です。

第1表 火災保険 総括表

年度	物件	新契約			支払	
		件数	保険金額 百万円	保険料 千円	件数	保険金 千円
2014	住宅物件	12,824,075	185,655,488	548,183,246	428,172	220,422,606
	一般物件	3,653,866	283,380,698	329,063,700	215,317	219,867,121
	工場物件	187,090	242,286,236	150,972,393	25,410	143,986,906
	倉庫物件	14,671	26,942,383	3,876,568	245	908,392
	物件計	16,679,702	738,264,806	1,032,095,908	669,144	585,185,028
2015	住宅物件	12,846,158	188,363,397	563,979,636	431,647	209,524,617
	一般物件	3,684,803	291,346,165	367,589,387	218,777	209,724,440
	工場物件	189,205	246,961,243	171,841,217	22,697	104,955,545
	倉庫物件	13,575	27,665,064	3,933,333	216	2,310,671
	物件計	16,733,741	754,335,870	1,107,343,574	673,337	526,515,275
2016	住宅物件	12,817,688	181,648,541	425,505,247	377,640	163,598,350
	一般物件	3,616,056	281,525,797	316,930,896	191,241	159,741,526
	工場物件	185,053	254,200,192	146,462,472	20,777	73,567,541
	倉庫物件	13,013	26,688,342	3,905,220	202	695,381
	物件計	16,631,810	744,062,874	892,803,837	589,860	397,602,799
2017	住宅物件	12,732,710	184,043,766	428,462,813	469,740	204,792,597
	一般物件	3,623,892	285,885,759	324,637,659	226,456	191,600,192
	工場物件	182,985	263,102,433	152,736,314	27,539	106,041,898
	倉庫物件	12,721	26,979,758	3,743,647	288	1,105,407
	物件計	16,552,308	760,011,717	909,580,434	724,023	503,540,095
2018	住宅物件	12,979,005	198,561,625	466,711,288	1,079,929	732,018,746
	一般物件	3,671,036	301,594,174	354,404,467	429,471	581,232,357
	工場物件	182,328	280,843,257	163,658,409	55,671	218,022,379
	倉庫物件	12,390	27,753,558	3,711,595	715	4,666,700
	物件計	16,844,759	808,752,615	988,485,760	1,565,786	1,535,940,183

- ※1 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。
 ※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
 ※3 工場物件には石油物件を含みません。

第2表 火災保険 住宅物件都道府県別統計表 (2018年度)

都道府県	新契約			支払	
	件数	保険金額	保険料	件数	保険金
		百万円	千円		千円
北海道	630,805	8,488,115	20,835,137	43,599	23,445,209
青森	106,608	1,358,734	4,204,703	3,409	1,779,784
岩手	85,957	1,184,286	3,181,652	2,493	1,179,549
宮城	276,781	3,987,660	8,971,272	7,839	3,193,474
秋田	69,550	1,023,761	3,038,690	4,805	2,216,249
山形	74,375	1,149,363	3,298,858	5,906	2,503,709
福島	168,176	2,485,128	5,683,173	4,725	2,044,975
茨城	269,431	3,749,981	9,560,378	17,245	8,362,756
栃木	179,235	2,710,225	6,421,109	8,437	3,594,332
群馬	166,966	2,466,797	6,147,004	7,990	4,146,405
埼玉	732,047	10,733,691	25,228,710	43,820	19,201,074
千葉	658,043	9,707,855	23,653,488	36,956	16,859,968
東京都	1,896,215	37,567,978	60,913,391	96,713	45,153,018
神奈川県	1,065,114	16,508,071	37,039,293	68,207	33,887,800
新潟	160,380	2,466,969	6,296,930	8,208	3,275,561
富山	86,989	1,526,496	3,358,394	6,132	2,675,862
石川	107,635	1,676,237	3,779,097	12,607	5,553,586
福井	68,324	1,158,714	3,218,365	14,680	8,350,831
山梨	86,253	1,444,387	3,402,307	9,056	5,353,757
長野	157,431	2,765,402	6,740,483	5,565	2,819,203
岐阜	190,499	2,772,508	7,835,232	27,537	15,068,057
静岡県	337,764	4,889,114	12,096,422	42,661	19,264,600
愛知県	782,382	10,440,137	27,138,359	73,569	34,609,722
三重	155,488	2,285,030	6,739,338	25,914	13,505,229
滋賀	106,462	1,636,755	4,417,264	19,780	12,691,176
京都	283,649	4,084,994	8,795,404	52,017	40,390,068
大阪	994,411	14,453,344	30,674,742	220,853	233,849,465
兵庫	505,810	7,993,086	17,842,417	46,579	32,088,410
奈良	117,347	2,034,301	4,982,318	12,644	7,441,321
和歌山	97,311	1,357,494	3,988,675	28,111	22,298,554
鳥取	48,009	724,138	1,921,853	1,888	871,843
島根	42,315	578,738	1,503,777	1,489	654,245
岡山	169,623	2,504,695	6,724,758	6,999	31,534,587
広島	255,497	3,697,349	9,185,571	10,703	17,990,256
山口	128,939	1,767,448	5,412,666	4,135	2,536,888
徳島	61,350	903,324	2,593,902	4,753	2,035,697
香川	95,315	1,333,181	3,264,948	2,745	1,110,890
愛媛	116,801	1,621,712	4,049,438	2,985	7,270,212
高知	58,109	811,546	2,239,602	1,661	702,719
福岡	574,318	7,514,201	22,932,522	29,179	15,767,172
佐賀	74,093	1,033,710	3,674,803	5,179	2,095,421
長崎	117,673	1,556,171	5,435,581	7,078	3,018,927
熊本	217,007	3,062,800	10,789,916	7,165	2,968,143
大分	99,292	1,383,817	4,467,824	2,969	1,276,151
宮崎	87,345	1,124,971	4,161,467	13,155	6,134,818
鹿児島	138,987	1,758,620	6,431,907	12,417	6,112,394
沖縄	72,591	1,008,111	2,291,247	7,372	3,134,655
分類不能	4,303	70,456	146,877	0	0
合計	12,979,005	198,561,625	466,711,288	1,079,929	732,018,746

※1 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。

※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

第3表 火災保険 住宅物件構造別統計表〈2018年度〉

構造	新契約			支払	
	件数	保険金額	保険料	件数	保険金
M構造	3,607,915	50,373,394 ^{百万円}	74,900,462 ^{千円}	162,031	87,507,102 ^{千円}
T構造	2,935,157	49,615,718	103,198,041	224,052	143,551,798
H構造	6,357,545	97,694,395	286,563,851	551,318	367,645,169
その他・不明	78,388	878,117	2,048,932	142,528	133,314,675
合計	12,979,005	198,561,625	466,711,288	1,079,929	732,018,746

※1 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。

※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第4表 火災保険 住宅物件保険対象別統計表〈2018年度〉

保険対象	新契約			支払	
	件数	保険金額	保険料	件数	保険金
建物	3,790,638	86,142,436 ^{百万円}	188,010,929 ^{千円}	823,043	565,802,642 ^{千円}
家財	5,983,304	33,267,242	66,646,775	38,674	15,524,119
混合・不明	3,205,063	79,151,945	212,053,582	218,212	150,691,983
合計	12,979,005	198,561,625	466,711,288	1,079,929	732,018,746

※1 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。

※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※3 「保険対象」の「混合」とは、同一証券で建物と家財あるいは動産を引き受ける場合をいいます。

第5表 火災保険 住宅物件保険期間別統計表〈2018年度〉

保険期間	新契約		
	件数	保険金額	保険料
短期（1年未満）	28,981	7,209,239	2,626,378
1年	3,562,391	46,443,631	66,233,205
2年	2,497,092	8,441,750	28,131,853
3年	419,944	7,038,459	14,924,234
4年	12,587	131,648	379,331
5年	5,404,463	106,485,968	204,509,623
6年	14,379	302,788	755,839
7年	1,446	24,630	146,517
8年	757	16,564	110,598
9年	477	10,761	68,772
10年	968,670	21,724,803	147,067,343
その他	67,817	731,377	1,757,589
不明	1	1	0
合計	12,979,005	198,561,625	466,711,288

※1 「件数」は証券件数を表します。

※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

第6表 火災保険 住宅物件事故種別支払統計表

事故種別		2013年度		2014年度	
		件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
火災、破裂・爆発		7,574	31,083,152	7,500	31,114,086
落雷		30,842	7,858,771	26,423	6,946,395
自然災害	(風災・ひょう災)	69,299	30,419,002	68,796	28,346,441
	(雪災)	205,864	128,505,417	23,812	13,832,715
	(水災)	3,549	8,563,552	3,379	9,789,787
その他	(水濡れ)	33,785	17,807,245	35,376	18,597,946
	(水濡れ以外)	121,141	20,627,147	132,516	22,488,820
合 計		472,054	244,864,285	297,802	131,116,190

- ※1 「件数」および「保険金」について、2013年度から2017年度は対象年度に発生した事故に対して、当該年度およびその翌年度に支払った件数および保険金を集計したもの、2018年度は、リトン・ベイス（当該年度に計上された数値を集計する方法）により集計したものです。
- ※2 「その他（水濡れ以外）」は、盗難、物体の落下、破損・汚損、電氣的・機械的の事故および地震火災費用等に対する保険金を集計したものです（不明を含みます）。

(参考) リトン・ベイスによる集計

2015年度		2016年度		2017年度		2018年度	
件数	保険金 千円	件数	保険金 千円	件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
7,150	28,844,986	6,932	31,171,321	7,154	31,915,255	7,116	33,134,748
16,408	4,812,453	20,227	6,077,848	28,478	8,769,971	27,035	8,694,826
148,551	81,020,266	87,933	37,844,358	171,416	76,629,548	731,282	527,834,284
30,924	15,074,541	45,331	24,337,697	68,667	37,629,351	66,108	39,150,338
3,608	14,663,398	1,907	4,618,133	3,086	9,394,736	9,875	60,537,526
40,152	21,104,825	38,290	22,489,807	42,470	28,525,125	43,934	28,706,223
167,264	29,087,190	162,942	27,851,566	198,641	33,711,757	194,579	33,960,799
414,057	194,607,659	363,562	154,390,730	519,912	226,575,746	1,079,929	732,018,746

2 地震保険統計

【地震保険の統計数値について】

- (1) 新契約欄は、リトン・ベイス (P42参照) の数値です。
 (2) 保有欄は、当該年度末において有効な契約について集計した数値です。

第7表 地震保険 総括表

年 度	新 契 約		
	件 数	保 険 金 額	保 険 料
		百万円	千円
2014	9,584,984	79,399,422	226,640,447
2015	9,501,454	79,535,689	245,480,878
2016	9,298,612	77,478,280	254,208,714
2017	8,941,885	74,571,308	261,314,984
2018	9,308,162	79,432,981	297,305,589

年 度	保 有	
	件 数	保 険 金 額
		百万円
2014	16,489,482	143,426,235
2015	16,941,425	150,272,904
2016	17,712,801	159,628,458
2017	18,257,927	167,054,068
2018	19,005,841	176,604,126

- ※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
 ※2 「件数」は証券件数を表します。

第8表 地震保険 都道府県別統計表 (2018年度)

都道府県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
北海道	361,616	3,085,083	7,000,479	714,028	6,167,018
青森	67,980	527,535	1,297,662	129,883	1,050,315
岩手	61,858	558,025	1,130,637	130,799	1,237,350
宮城	242,128	2,049,952	6,139,224	521,990	4,796,613
秋田	45,332	395,203	846,922	97,146	885,498
山形	47,955	459,163	896,413	95,490	955,662
福島	116,664	1,071,794	2,609,360	245,326	2,444,160
茨城	182,861	1,709,734	7,198,585	375,314	3,732,218
栃木	123,036	1,161,232	2,140,167	249,414	2,571,964
群馬	98,890	903,340	1,738,461	203,381	2,000,144
埼玉	526,870	4,467,027	19,824,892	1,076,564	9,851,360
千葉	469,399	3,940,972	23,719,342	988,685	8,919,788
東京都	1,338,253	11,120,295	61,247,184	2,697,866	24,601,916
神奈川県	764,293	6,423,879	36,984,473	1,570,431	14,165,270
新潟	97,086	854,577	2,386,824	208,893	2,011,262
富山	44,564	467,516	1,064,068	99,865	1,116,446
石川	57,814	527,755	1,216,100	130,022	1,289,751
福井	40,239	426,143	952,472	88,419	964,009
山梨	51,697	526,987	1,680,728	122,460	1,305,787
長野	100,366	1,050,580	2,035,532	206,206	2,276,045
岐阜	156,259	1,281,638	3,173,249	305,988	2,925,654
静岡県	265,351	2,395,437	13,269,334	502,290	5,049,286
愛知県	754,068	5,624,535	23,405,051	1,381,844	12,596,436
三重	124,198	1,075,312	4,536,490	237,179	2,241,055
滋賀	93,998	906,702	1,604,715	178,742	1,830,915
京都	209,066	1,831,938	4,188,272	397,980	3,673,741
大阪	800,618	6,899,969	21,878,288	1,484,154	13,362,821
兵庫県	376,133	3,388,361	7,301,156	760,476	7,310,324
奈良	90,395	896,052	2,145,111	186,440	1,921,205
和歌山	61,351	535,349	2,440,566	124,082	1,144,860
鳥取	28,651	251,662	572,477	66,083	628,530
島根	23,879	212,764	500,674	53,980	540,104
岡山	102,529	954,591	1,832,686	220,271	2,181,273
広島	184,174	1,675,890	3,262,933	414,827	4,031,910
山口	79,957	706,288	1,360,580	179,506	1,723,234
徳島	47,786	375,433	1,858,891	103,071	957,032
香川	65,705	580,267	1,811,962	149,798	1,480,070
愛媛	76,834	697,293	2,709,813	173,806	1,680,425
高知	43,155	372,390	1,725,777	95,798	891,145
福岡	398,877	3,008,024	5,845,615	894,314	7,757,536
佐賀	35,502	303,926	643,323	82,778	770,689
長崎	50,417	402,522	822,393	113,931	980,127
熊本	132,363	1,102,151	2,439,199	319,383	2,888,039
大分	59,145	519,514	1,654,445	144,466	1,359,268
宮崎	61,656	500,754	1,578,989	145,490	1,260,390
鹿児島	98,065	769,802	1,592,248	230,372	1,976,016
沖縄	49,129	437,624	1,041,828	106,610	1,099,462
合計	9,308,162	79,432,981	297,305,589	19,005,841	176,604,126

※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※2 「件数」は証券件数を表します。

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

第9表 地震保険 都道府県・保険対象・構造別統計表〈2018年度〉

建物・イ構造

都道府県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
北海道	100,897	1,288,833	2,059,657	207,325	2,586,715
青森	10,414	143,410	221,120	20,712	285,556
岩手	12,571	181,455	266,889	29,632	412,904
宮城	57,736	843,725	1,803,568	145,680	2,032,686
秋田	7,045	93,209	125,505	15,192	201,787
山形	9,973	142,009	192,749	19,949	292,813
福島	24,553	390,788	605,390	59,956	921,966
茨城	50,546	681,695	1,876,295	112,119	1,557,842
栃木	31,646	464,334	631,446	73,705	1,083,773
群馬	24,014	336,557	459,120	53,645	763,340
埼玉	160,977	1,882,006	6,558,920	364,041	4,431,003
千葉	151,572	1,738,154	8,709,623	361,134	4,139,970
東京都	558,135	6,774,404	33,986,115	1,272,094	15,483,227
神奈川県	298,759	3,232,615	16,322,580	678,893	7,510,488
新潟	18,156	268,393	469,529	44,940	643,190
富山	8,549	127,177	190,635	19,901	304,663
石川	10,611	157,068	238,693	25,646	387,301
福井	8,268	133,425	193,860	18,361	293,756
山梨	13,845	204,859	419,388	35,196	515,697
長野	23,495	352,720	484,117	52,782	793,826
岐阜	34,284	513,187	875,333	83,356	1,227,906
静岡県	73,764	1,093,926	4,716,764	162,433	2,374,603
愛知県	203,868	2,895,174	9,832,756	480,898	6,823,289
三重	34,314	488,903	1,505,207	74,167	1,033,556
滋賀	30,489	395,229	540,488	63,063	847,103
京都	57,360	786,355	1,330,276	123,539	1,688,301
大阪	319,877	3,825,522	10,098,353	637,657	7,718,923
兵庫県	154,991	1,829,280	3,167,130	344,417	4,160,747
奈良	28,804	368,155	620,422	64,575	836,665
和歌山	17,120	227,212	762,859	37,090	511,190
鳥取	5,859	81,396	135,977	15,439	212,851
島根	4,255	61,532	100,987	11,552	169,757
岡山	33,844	465,948	685,176	80,307	1,086,106
広島	62,941	867,287	1,362,959	162,231	2,158,597
山口	28,903	358,727	511,102	68,159	867,061
徳島	13,343	185,220	598,890	34,020	485,457
香川	21,175	279,424	618,947	53,754	724,167
愛媛	22,453	329,575	887,512	56,319	808,040
高知	13,314	191,684	585,973	32,425	470,821
福岡	144,988	1,665,802	2,672,845	353,377	4,385,467
佐賀	11,143	133,703	198,137	25,632	323,888
長崎	14,937	188,795	290,721	34,930	458,377
熊本	32,608	440,122	704,554	78,587	1,131,044
大分	19,738	264,432	606,028	51,835	694,871
宮崎	16,815	223,581	501,575	42,613	577,599
鹿児島	27,223	364,589	583,900	68,599	940,351
沖縄	26,532	376,800	897,242	68,680	976,572
合 計	3,036,704	38,338,393	121,207,311	6,920,557	88,335,813

※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※2 「件数」は証券件数ではなく保険の対象の件数を表します。

※3 「イ構造」は耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物等、「ロ構造」はイ構造以外の建物を表します。

建物・口構造

都道府県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額	保 険 料	件 数	保 険 金 額
		百万円	千円		百万円
北海道	159,086	1,391,831	3,962,738	322,932	2,756,986
青森	36,471	317,300	902,526	73,875	631,893
岩手	32,788	307,817	727,816	73,272	679,301
宮城	85,157	821,634	3,221,736	198,698	1,902,905
秋田	27,890	254,907	612,602	63,349	573,172
山形	26,697	262,536	591,060	56,690	546,454
福島	54,327	516,307	1,608,129	122,809	1,166,320
茨城	85,934	775,082	4,218,181	182,768	1,623,076
栃木	56,038	507,647	1,169,091	121,242	1,097,626
群馬	47,499	420,961	1,004,887	105,774	935,225
埼玉	217,743	1,836,420	10,007,976	450,219	3,810,951
千葉	186,345	1,614,747	11,542,036	400,387	3,464,279
東京都	276,709	2,393,626	17,147,566	572,871	5,072,216
神奈川県	243,558	2,125,536	14,676,177	494,262	4,358,620
新潟	46,178	457,370	1,557,334	109,222	1,081,173
富山	26,162	280,126	741,617	62,916	676,899
石川	30,804	303,271	833,104	76,454	752,733
福井	24,296	242,845	644,229	55,715	556,520
山梨	27,760	259,033	1,060,997	68,443	642,867
長野	53,021	566,492	1,293,649	114,293	1,202,985
岐阜	60,840	570,629	1,849,135	136,922	1,288,549
静岡県	106,252	988,679	6,810,689	220,118	2,031,597
愛知県	193,250	1,788,628	10,076,128	427,139	3,963,483
三重	49,705	451,392	2,463,946	105,055	938,475
滋賀	44,240	411,372	883,783	83,521	779,996
京都	93,103	786,606	2,266,381	173,045	1,469,529
大阪	248,043	1,952,983	8,162,174	437,031	3,469,600
兵庫県	116,822	1,039,750	3,034,439	231,624	2,068,443
奈良	44,545	402,756	1,211,977	89,149	812,949
和歌山	31,133	243,571	1,363,405	63,264	495,265
鳥取	14,581	137,901	366,447	36,328	341,824
島根	12,171	122,947	338,663	30,439	307,842
岡山	37,596	346,734	877,380	86,784	794,140
広島	66,572	560,952	1,449,670	159,694	1,351,808
山口	29,811	255,707	671,196	75,194	647,890
徳島	16,638	137,156	1,030,271	43,322	357,980
香川	24,422	211,269	935,241	64,230	556,749
愛媛	34,228	275,238	1,466,254	83,369	670,056
高知	16,368	126,727	885,538	39,122	301,720
福岡	99,643	824,710	2,216,351	263,741	2,186,697
佐賀	14,162	122,753	345,395	38,242	332,696
長崎	19,836	151,610	403,372	49,719	377,143
熊本	55,769	467,020	1,296,022	152,895	1,269,308
大分	23,717	191,168	845,250	64,164	510,013
宮崎	28,026	204,890	839,898	70,830	511,715
鹿児島	40,355	291,816	771,265	105,598	769,275
沖縄	1,045	8,593	39,159	2,249	19,054
合計	3,267,336	28,729,048	130,422,880	7,058,979	62,155,998

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

家財・イ構造

都道府県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額	保 険 料	件 数	保 険 金 額
		百万円	千円		百万円
北海道	85,656	190,047	303,285	159,830	373,904
青森	10,500	21,277	29,928	16,995	37,245
岩手	12,945	26,141	32,948	22,849	51,185
宮城	83,039	191,730	361,579	162,135	420,498
秋田	6,019	12,436	15,322	10,557	24,002
山形	8,841	18,535	22,553	14,858	33,712
福島	33,572	71,052	94,047	58,908	140,296
茨城	57,359	122,727	305,951	104,554	247,951
栃木	39,950	89,410	107,289	70,576	175,285
群馬	28,470	62,463	74,708	50,220	119,728
埼玉	174,252	413,643	1,275,020	336,935	859,758
千葉	155,098	352,875	1,617,955	305,509	769,199
東京都	632,643	1,447,782	6,465,176	1,202,549	2,976,278
神奈川県	289,677	694,361	3,217,412	577,855	1,490,541
新潟	22,908	46,046	71,289	41,962	92,847
富山	9,977	20,536	26,032	17,377	39,816
石川	13,861	26,230	32,715	24,344	50,812
福井	7,581	17,470	24,296	14,114	35,604
山梨	13,330	28,412	53,728	26,167	62,433
長野	25,507	54,228	65,753	45,134	104,913
岐阜	63,650	108,834	148,121	101,072	203,552
静岡	92,205	171,264	655,667	147,926	326,855
愛知	395,873	659,728	1,835,971	605,489	1,194,747
三重	44,351	76,951	214,960	70,950	141,985
滋賀	26,783	55,656	71,101	48,543	109,024
京都	67,106	140,473	217,046	123,088	273,607
大阪	310,978	752,456	1,915,875	576,855	1,461,143
兵庫	150,458	357,231	577,314	291,951	735,359
奈良	23,078	61,328	101,309	46,598	131,367
和歌山	14,056	31,435	102,468	26,388	64,989
鳥取	7,696	14,213	18,355	13,223	27,042
島根	6,219	11,325	13,693	10,332	20,743
岡山	36,617	77,341	103,493	68,067	155,243
広島	63,525	146,796	197,142	120,078	296,533
山口	24,859	51,807	70,466	47,140	108,644
徳島	19,940	33,497	83,918	32,945	64,680
香川	25,051	54,187	96,682	44,436	106,251
愛媛	22,857	47,380	113,427	43,145	97,612
高知	14,542	30,244	83,102	27,572	62,964
福岡	176,636	347,203	490,456	344,933	749,634
佐賀	11,993	25,207	33,112	22,452	51,600
長崎	15,490	32,598	47,546	30,576	70,335
熊本	43,948	93,847	136,724	85,210	203,533
大分	18,769	36,583	75,945	36,605	79,911
宮崎	16,864	33,449	67,014	33,087	71,592
鹿児島	29,586	57,425	83,824	57,197	125,379
沖縄	30,359	51,336	101,352	56,811	102,083
合計	3,464,674	7,467,190	21,853,070	6,376,097	15,142,414

家財・口構造

都道府県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額	保 険 料	件 数	保 険 金 額
		百万円	千円		百万円
北海道	90,300	214,371	674,798	182,679	449,412
青森	23,357	45,548	144,088	45,373	95,621
岩手	17,536	42,612	102,984	36,848	93,961
宮城	73,343	192,862	752,341	154,418	440,524
秋田	15,083	34,651	93,493	34,160	86,538
山形	13,857	36,083	90,051	30,305	82,683
福島	33,314	93,647	301,794	73,369	215,578
茨城	49,096	130,231	798,157	110,081	303,348
栃木	37,103	99,841	232,340	79,148	215,281
群馬	32,883	83,359	199,746	70,507	181,853
埼玉	128,054	334,957	1,982,976	275,142	749,648
千葉	95,878	235,195	1,849,728	206,184	546,340
東京都	211,108	504,483	3,648,328	409,062	1,070,194
神奈川県	145,918	371,368	2,768,304	297,507	805,621
新潟	37,966	82,768	288,672	80,580	194,051
富山	15,400	39,677	105,785	35,882	95,069
石川	18,363	41,186	111,588	42,275	98,905
福井	12,284	32,403	90,087	29,138	78,128
山梨	14,250	34,684	146,614	34,061	84,790
長野	29,218	77,141	192,012	64,630	174,321
岐阜	39,047	88,988	300,660	84,807	205,647
静岡	57,784	141,568	1,086,214	119,156	316,230
愛知	126,883	281,005	1,660,195	254,092	614,917
三重	25,195	58,067	352,376	51,814	127,039
滋賀	18,306	44,445	109,343	38,002	94,793
京都	43,951	118,505	374,569	87,084	242,305
大阪	132,284	369,009	1,701,886	249,339	713,154
兵庫	62,124	162,100	522,274	128,104	345,775
奈良	21,983	63,812	211,403	46,401	140,224
和歌山	13,811	33,131	211,835	29,260	73,417
鳥取	7,356	18,152	51,697	18,232	46,814
島根	7,367	16,960	47,332	16,830	41,761
岡山	24,144	64,568	166,637	52,598	145,785
広島	37,237	100,855	253,162	81,598	224,971
山口	16,308	40,047	107,816	38,498	99,640
徳島	9,123	19,561	145,812	21,401	48,915
香川	13,712	35,387	161,092	34,763	92,903
愛媛	18,784	45,101	242,620	42,745	104,716
高知	9,694	23,736	171,164	22,028	55,640
福岡	72,831	170,310	465,963	170,795	435,739
佐賀	9,118	22,263	66,679	23,945	62,505
長崎	13,361	29,518	80,754	30,920	74,272
熊本	40,648	101,163	301,899	108,316	284,155
大分	11,245	27,331	127,222	29,645	74,473
宮崎	16,497	38,833	170,502	40,225	99,484
鹿児島	25,957	55,972	153,258	61,518	141,011
沖縄	540	895	4,075	1,018	1,754
合 計	1,969,601	4,898,350	23,822,327	4,174,483	10,969,902

第10表 地震保険 保険期間別統計表〈2018年度〉

保 険 期 間	新 契 約		
	件 数	保 険 金 額	保 険 料
		百万円	千円
1 年	5,289,898	45,821,461	76,946,373
2 年	1,183,042	1,909,721	5,663,841
3 年	171,810	1,663,854	8,480,455
4 年	14,995	182,309	1,060,947
5 年	2,648,417	29,855,636	205,153,972
合 計	9,308,162	79,432,981	297,305,589

- ※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
- ※2 「件数」は証券件数を表します。
- ※3 「保険期間」の「1年」には地震保険契約の中途付帯（1年未満）を含みます。

第11表 地震保険 保険金額別統計表〈2018年度〉

新 契 約					
建 物			家 財		
保険金額区分	件 数	保険金額	保険金額区分	件 数	保険金額
		百万円			百万円
100万円まで	17,750	14,770	100万円まで	1,345,236	1,005,190
100万円超200万円まで	106,648	175,773	100万円超200万円まで	1,771,041	2,633,147
200万円超400万円まで	630,775	2,083,216	200万円超300万円まで	1,217,762	3,084,226
400万円超600万円まで	1,299,175	6,671,855	300万円超400万円まで	333,394	1,248,651
600万円超800万円まで	1,211,437	8,731,475	400万円超500万円まで	486,941	2,405,878
800万円超1,000万円まで	1,167,366	10,847,294	500万円超600万円まで	98,928	564,611
1,000万円超2,000万円まで	1,477,797	20,053,469	600万円超700万円まで	46,206	305,014
2,000万円超3,000万円まで	187,698	4,612,690	700万円超800万円まで	82,221	621,688
3,000万円超4,000万円まで	65,798	2,318,403	800万円超900万円まで	18,863	162,406
4,000万円超5,000万円まで	78,465	3,769,644	900万円超1,000万円まで	33,671	334,208
合 計	6,304,040	67,067,441	合 計	5,434,275	12,365,540

※1 「件数」は証券件数ではなく保険の対象の件数を表します。
 ※2 「合計」には、区分所有建物の共有部分一括契約を含みます。

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

第12表 地震保険 都道府県別付帯率の推移

(参考)世帯加入率

都道府県	年度					年 2018
	2014	2015	2016	2017	2018	
	%	%	%	%	%	%
北海道	50.8	51.0	52.4	53.3	56.6	25.2
青森	60.8	61.8	62.9	63.9	65.5	21.7
岩手	65.3	66.8	67.9	69.1	70.4	24.6
宮城	85.3	86.2	86.4	86.3	86.8	52.1
秋田	67.3	68.5	69.5	70.8	72.0	22.6
山形	59.1	60.9	62.5	63.3	64.8	22.8
福島	68.7	70.5	72.2	73.1	74.1	31.0
茨城	60.3	60.5	61.9	62.2	63.8	29.8
栃木	60.5	62.2	64.2	65.6	67.6	29.6
群馬	52.6	54.7	56.6	57.6	59.9	23.6
埼玉	58.3	58.9	60.4	60.8	62.8	32.3
千葉	55.8	56.9	58.7	59.3	61.1	34.0
東京	56.0	56.8	58.1	58.2	59.7	37.2
神奈川	57.4	58.2	59.3	59.7	61.2	36.0
新潟	61.3	62.4	64.0	65.8	68.0	22.8
富山	50.3	51.2	54.1	56.1	58.6	23.3
石川	52.1	53.4	56.2	57.1	59.5	26.5
福井	56.4	58.0	59.7	61.2	64.5	29.5
山梨	65.8	67.7	69.8	70.4	71.5	33.6
長野	51.7	54.4	56.7	59.2	62.1	23.3
岐阜	72.3	73.1	74.6	76.1	76.9	37.4
静岡	61.8	62.7	64.4	65.1	66.1	31.7
愛知	71.2	71.1	72.9	73.7	74.1	42.3
三重	64.0	64.8	66.2	67.7	69.6	29.5
滋賀	54.3	55.6	57.5	58.7	63.2	30.2
京都	51.9	53.2	55.7	56.8	60.5	32.0
大阪	56.9	57.5	59.0	59.8	63.9	33.8
兵庫	53.1	54.3	56.2	57.8	61.9	29.4
奈良	61.1	61.7	63.8	64.8	68.1	30.9
和歌山	58.1	59.3	61.0	61.6	64.4	27.6
鳥取	62.3	64.2	66.8	69.0	72.6	27.5
島根	54.9	55.5	57.8	59.1	62.7	18.2
岡山	52.1	53.6	56.8	58.0	62.2	25.4
広島	64.7	65.7	67.0	68.0	70.7	31.2
山口	55.8	57.6	60.1	61.8	64.5	26.8
徳島	71.7	72.4	73.8	73.3	74.7	30.3
香川	64.4	66.3	68.8	70.2	72.6	33.5
愛媛	62.5	63.9	66.0	67.4	70.5	26.2
高知	83.3	84.2	84.8	85.2	86.2	27.1
福岡	62.8	64.0	67.2	68.8	71.5	36.5
佐賀	43.3	44.7	50.1	52.6	55.7	24.3
長崎	38.5	39.2	45.0	47.5	50.1	17.7
熊本	62.0	63.8	74.3	77.5	80.0	40.3
大分	61.4	62.9	65.9	67.6	69.7	26.5
宮崎	74.6	76.3	79.0	80.3	81.4	27.5
鹿児島	71.5	73.0	76.3	78.0	80.3	28.2
沖縄	51.5	51.5	54.2	55.6	56.6	16.0
合計	59.3	60.2	62.1	63.0	65.2	32.2

※1 付帯率は、当該年度に契約された火災保険（住宅物件）契約件数のうち、地震保険を付帯している件数の割合です。

※2 世帯加入率は、2018年12月末時点で有効な地震保険保有契約件数を2019年1月1日時点の住民基本台帳（総務省自治行政局公表、外国人含む）に基づく世帯数で除した数値です。

第13表 地震保険 割引種類別統計表〈2018年度〉

割引種類		新 契 約			保 有	
		件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
割引あり	免震建築物	23,922	228,319	529,513	57,539	580,361
	耐震等級3	354,078	5,159,143	12,641,114	870,137	12,831,086
	耐震等級2	57,120	704,217	2,108,979	138,576	1,758,007
	耐震等級1	112,530	873,424	3,755,944	248,716	1,918,189
	耐震診断	9,331	92,324	540,828	22,655	237,234
	建築年	5,610,035	52,826,869	200,379,692	11,561,193	117,524,059
割引なし		3,141,146	19,548,685	77,349,518	6,107,025	41,755,190
合 計		9,308,162	79,432,981	297,305,589	19,005,841	176,604,126

※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※2 「件数」は証券件数を表します。

3 関連情報

第14表 住宅火災発生状況の推移

年（暦年）	出火件数		死者数		負傷者数	
	件数	指数	人数	指数	人数	指数
2008	16,289	100	1,277	100	4,712	100
2009	15,556	96	1,152	90	4,540	96
2010	14,715	90	1,152	90	4,327	92
2011	14,271	88	1,163	91	4,253	90
2012	13,564	83	1,111	87	3,969	84
2013	12,995	80	1,075	84	3,843	82
2014	12,362	76	1,094	86	3,755	80
2015	11,585	71	992	78	3,582	76
2016	10,877	67	965	76	3,351	71
2017	10,942	67	956	75	3,419	73

- ※1 出火件数、死者数および負傷者数は、「（1月～12月）における火災の状況（確定値）」（消防庁）によります。
- ※2 出火件数、死者数および負傷者数は、建物のうち一般住宅・共同住宅に対する件数または人数の合計です。
- ※3 指数は、2008年を100としたものです。

第15表 集中豪雨の年間観測回数の推移

年(暦年)	1時間降水量が50mm以上		1時間降水量が80mm以上	
	観測回数	指数	観測回数	指数
1979	293	100	15	100
1980	203	69	12	80
1981	182	62	8	53
1982	299	102	20	133
1983	241	82	13	87
1984	143	49	7	47
1985	204	70	10	67
1986	134	46	11	73
1987	245	84	20	133
1988	326	111	38	253
1989	247	84	19	127
1990	383	131	15	100
1991	203	69	16	107
1992	146	50	8	53
1993	333	114	15	100
1994	171	58	8	53
1995	206	70	12	80
1996	123	42	14	93
1997	230	78	12	80
1998	430	147	36	240
1999	357	122	41	273
2000	318	109	12	80
2001	268	91	28	187
2002	225	77	15	100
2003	236	81	20	133
2004	463	158	31	207
2005	252	86	11	73
2006	309	105	29	193
2007	252	86	18	120
2008	330	113	24	160
2009	220	75	15	100
2010	272	93	21	140
2011	358	122	28	187
2012	367	125	20	133
2013	308	105	32	213
2014	309	105	21	140
2015	269	92	26	173
2016	334	114	27	180
2017	327	112	21	140
2018	350	119	20	133

※1 集中豪雨の年間観測回数は気象庁ウェブサイトによります。

※2 集中豪雨は、1時間降水量が50mm以上の大雨をいいます。

※3 指数は、1979年を100としたものです。

2019年度（2018年度統計）

火災保険・地震保険の概況

2020年4月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総合企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03 (6758) 1300（代表）

URL <https://www.giroj.or.jp/>
